宍粟市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています

第３期宍粟市

子ども・子育て支援事業計画

令和７年３月　策定
令和８年３月　改定

宍　粟　市

目次

第１章　宍粟市子ども・子育て支援事業計画について １

１．計画の背景と趣旨 1
２．計画期間 1
３．計画の対象 2
４．計画の位置づけ 2
５．計画の策定体制 3
６．計画とＳＤＧｓの一体的な推進 4

第２章　子ども・子育てを取り巻く現状 ５

１．人口、世帯 5
２．子育てと家庭の状況 11
３．教育・保育の状況 18
４．就学前の子育て支援事業の状況 26
５．地域における子育て環境や支援への満足度 37

第３章　第２期計画の取組と評価 ３８

１．第２期 宍粟市子ども・子育て支援事業計画の取組状況 38

第４章　主要課題のまとめ ５１

１．子育て世帯の環境の変化 51
２．保育ニーズの多様化 51
３．学童保育事業の需要への対応 52
４．地域における子育て支援 52
５．新たな課題への対応 53

第５章　基本理念と施策体系 ５４

１．基本理念 54
２．基本目標 54
３．施策体系 55

第６章　事業計画 ５６

１．量の見込みの算出方法 56
２．施策の展開 56

第７章　計画の推進体制 ７２

１．計画の推進体制 72
２．情報提供・周知 72
３．計画の評価・検証 72

参考資料 …… 73

１．宍粟市子ども・子育て会議条例 …… 73
２．宍粟市子ども・子育て会議委員名簿（R5.11.11～R7.3.31） …… 75
３．宍粟市子ども・子育て会議の経過と概要 …… 76
４．用語解説 …… 77

第１章　宍粟市子ども・子育て支援事業計画について

１．計画の背景と趣旨

近年、少子化や核家族化、価値観の多様化などの社会的背景によって、子どもや子育て世帯を取り巻く環境は大きく変化しています。共働き世帯の増加に伴う保育等の子育てサービスに関するニーズの増大、地域のつながりの希薄化による子どもや子育ての孤立、ひとり親での子育てや経済的課題から子育てに不安を抱える保護者の増加など、子どもや子育て世帯は、さまざまな課題に直面しています。また、日本の少子化は今なお進行し続け、令和5年の合計特殊出生率は、過去最低の 1.20 となり、深刻な状況となっています。このような状況のなか、結婚や出産・子育てがしやすい社会の実現に向けて、子ども・子育て支援に関する取組が加速的に展開されています。

宍粟市においても、出生数の減少や核家族化の進行を背景に、子どもたちの育成環境への影響も懸念されるところとなっています。「子どもは親・保護者が育むことが基本」としながらも、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援するために、行政としての役割を果たしつつ、さらにつながりのある社会の構築に向け取り組んでいくことが大切です。

宍粟市では、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざす「子ども・子育て支援法」の考えを基本に、平成 26 年度に「第 1 期宍粟市子ども・子育て支援事業計画」を、令和元年度に「第2期宍粟市子ども・子育て支援事業計画（以下、「第2期計画」という。）」を策定し、一人ひとりの子どもが健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境の整備に努めてきました。令和6年度に第2期計画の最終年度を迎えるにあたり、社会環境の変化や子どもや子育てを取り巻く現状、第2期計画の進捗状況をふまえ、子ども・子育て支援に向けた取組をさらに効果的にかつ総合的に推進するため、「第3期宍粟市子ども・子育て支援事業計画（以下、「本計画」という。）」を策定しました。

２．計画期間

令和７～11 年度（５か年）

※中間評価：令和９年度

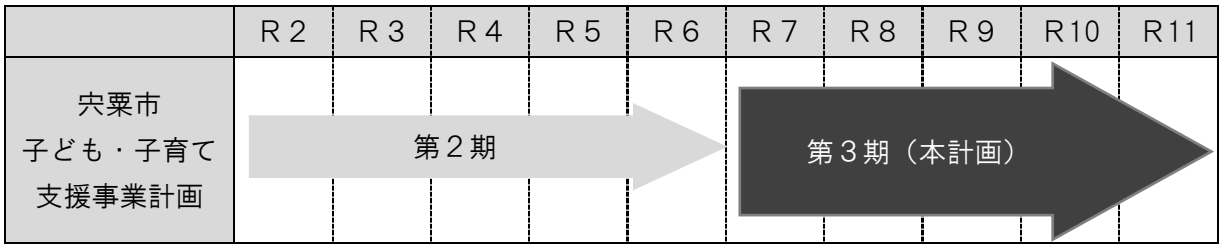

３．計画の対象

すべての就学前児童（０～５歳）、小学生（１～６年生）、子育て世帯

４．計画の位置づけ

① 根拠法令

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」

② 他の計画との関係

〈上位計画〉

宍粟市総合計画

〈関連計画〉

宍粟市地域福祉計画、宍粟市障がい者計画、宍粟市障がい福祉計画、宍粟市障がい児福祉計画、しそうこども指針、しそうの子ども生き活きプランなど

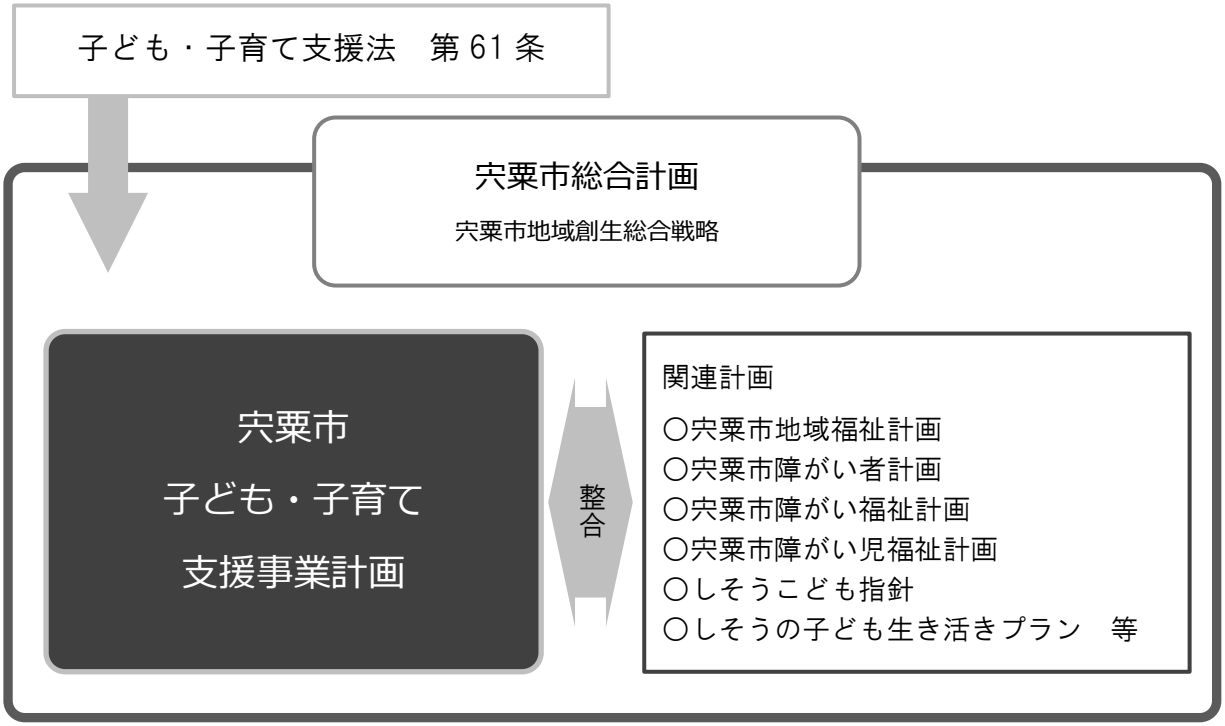

５．計画の策定体制

① 宍粟市子ども・子育て会議

本計画の策定にあたり、子どもの保護者、子育て支援に関わる関係機関・団体の代表者、学識経験者等からなる「宍粟市子ども・子育て会議」において、子ども・子育てに関する課題や今後の方向性を協議しました。

② 子ども・子育てに関するアンケート調査

本計画の策定にあたり、保育ニーズ、宍粟市の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、子育て世帯の生活実態等を把握することを目的に実施しました。

調査地域	宍粟市全域
調査対象	市内在住の就学前児童のいる世帯・保護者　全世帯 市内在住の小学生のいる世帯・保護者　全世帯
調査期間	令和６年１月 10 日～31 日
調査方法	住民基本台帳をもとに対象児童のいる全世帯に郵送配布し、郵送または WEB により回収 ※対象児童が複数いる世帯は、年齢が一番低いお子さんを対象として調査票を送付しました。

調査票種別	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童用調査	871 票	435 票	49.9%
小学生児童用調査	793 票	310 票	39.1%
合計	1,664 票	745 票	44.8%

③ パブリックコメント

令和６年 12 月９日から令和７年１月 15 日まで、市公式サイトや市内公共施設においてパブリックコメントを実施し、市民の考えや意見の収集を行いました。

６．計画とＳＤＧｓの一体的な推進

平成 27 年の「国連持続可能な開発サミット」において、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」とその 17 の「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」が採択されました。ＳＤＧｓ（Sustainable Development Goals）では、経済・社会・環境の３つの側面のバランスがとれた持続可能な開発に際して、複数目標の統合的な解決を図ることが掲げられています。

本市では、第２次宍粟市総合計画後期基本計画の各施策分野にＳＤＧｓのめざす 17 のゴールを関連付けることにより、ＳＤＧｓの達成に向けた取組を一体的に推進しています。

本計画においては、特に以下に掲げるＳＤＧｓの７つの目標達成に寄与することが期待されています。

〈本計画と関連する主な SDGｓのゴール〉

第２章　子ども・子育てを取り巻く現状

各種統計データ、市内の未就学児及び小学生の子どものいる世帯を対象として行ったアンケート調査結果、就学前の教育・保育及び子育て支援事業の利用状況等から、宍粟市における子ども・子育てを取り巻く現状について整理します。

１．人口、世帯

① 人口と世帯数の推移

宍粟市の人口は、平成 26 年（41,122 人）から減少傾向で推移し、令和６年は 34,292 人（平成 26 年比▲6,830 人、▲16.6%）となっています。

世帯数は、平成 26 年（14,553 世帯）からほぼ横ばいで推移し、令和６年は 14,680 世帯となっています。１世帯あたりの人員は、平成 26 年（2.83 人）から減少傾向で推移し、令和６年は 2.34 人と世帯人員の小規模化が進行しています。

図　宍粟市の人口の推移

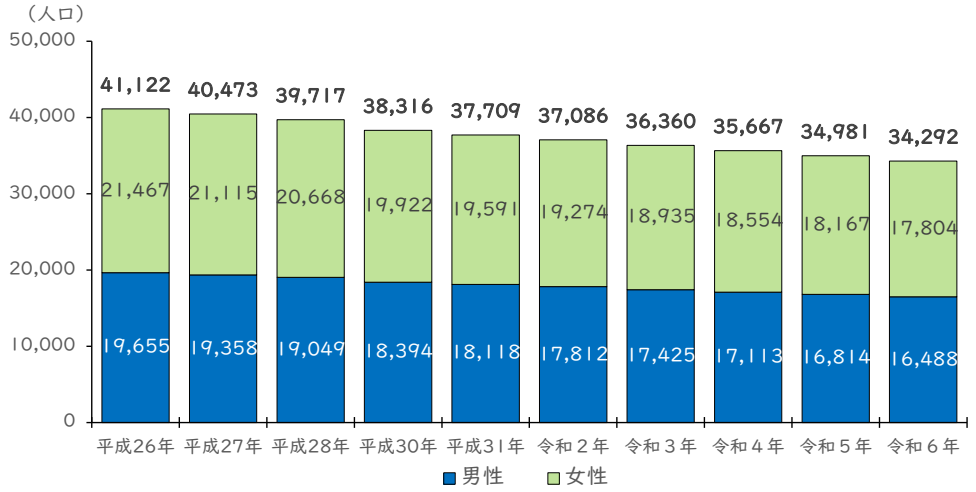

図　宍粟市の世帯数・世帯人員の推移

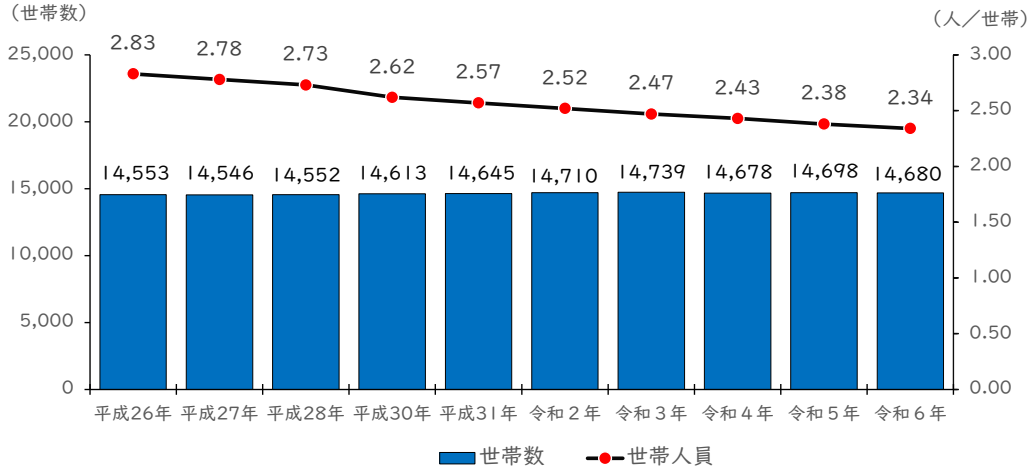

資料：住民基本台帳（各年３月末日現在）

② 年齢３区分別の将来推計人口

０～14 歳人口は、令和２年（4,000 人）から減少傾向で推移し、令和 12 年は令和２年から４割減少した 2,480 人と推計されています。15～64 歳人口も減少傾向で推移し、令和 12 年は令和２年（18,166 人）から２割減少した 14,037 人と推計されています。65 歳以上人口は、令和２年（12,653 人）から横ばい傾向で推移し、令和 12 年は 12,246 人と推計されています。

図　宍粟市の将来推計人口

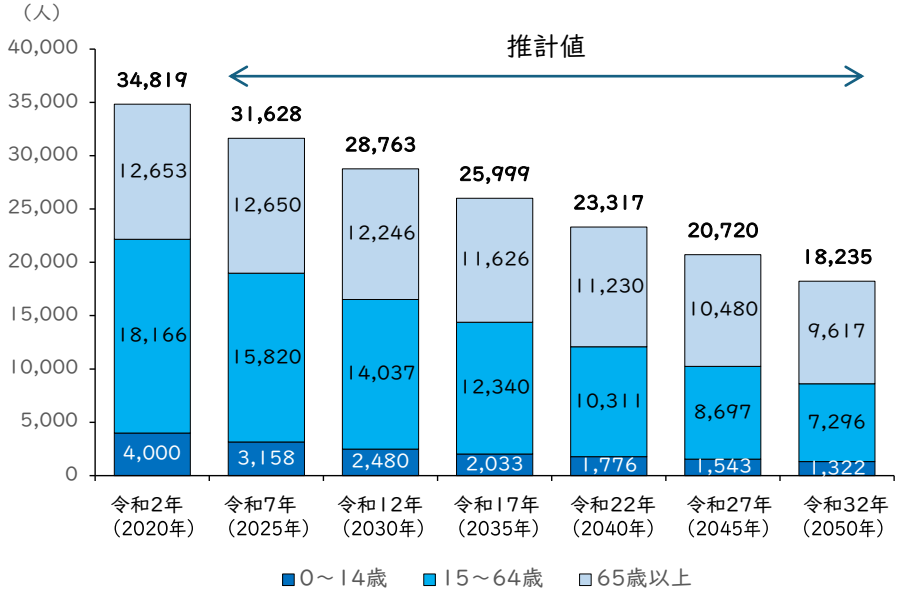

資料：国立社会保障・人口問題研究所
「日本の地域別将来推計人口」（令和５（2023）年推計）

③ 合計特殊出生率の比較

宍粟市の昭和 60 年の合計特殊出生率は 2.30 で、兵庫県（1.75）、全国（1.76）より高い水準にありましたが、その後は減少傾向で推移し、令和２年には 1.36 と兵庫県（1.39）、全国（1.33）と同様の水準まで低下してきています。

図　宍粟市の合計特殊出生率

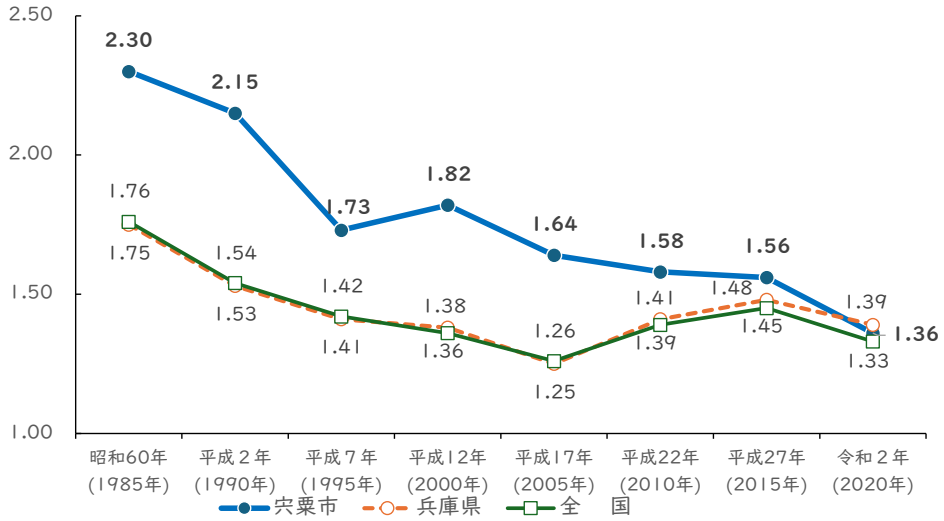

※合計特殊出生率とは、ある期間（1 年間）の出生状況に着目したもので、その年における各年齢（15～49 歳）の女性の出生率を合計したものです。

資料：兵庫県保健統計年報

また、宍粟市の女性の年齢別出生数の割合を兵庫県と比較すると、20～24 歳は 15.8%で兵庫県の 6.4%より 9.4 ポイント高く、30～34 歳は 29.9%で兵庫県の 36.9%より 7.0 ポイント低く、20～24 歳の割合が高いのが本市の特徴となっています。

図 宍粟市の女性の年齢別出生数の割合（令和4年）

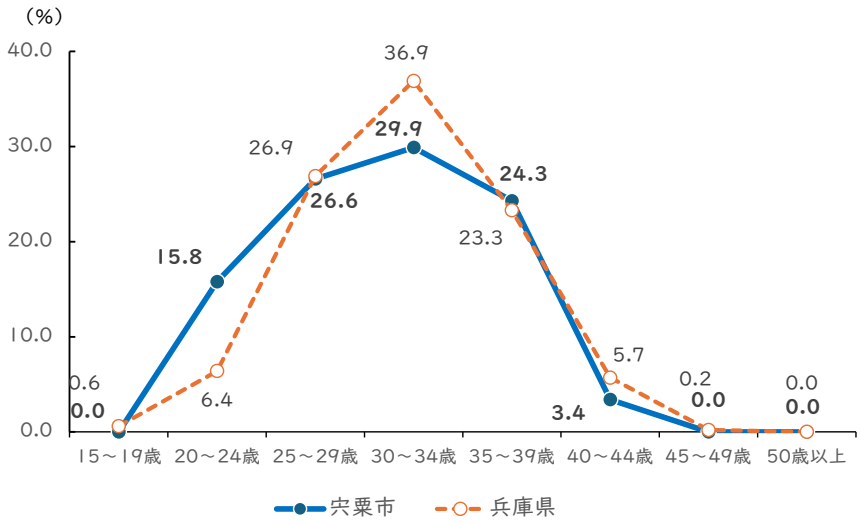

資料：令和４年人口動態統計

④ 年齢別就学前児童数の推移及び推計

0～5 歳人口は、令和２年（1,335 人）から減少傾向で推移し、令和６年では令和２年の２割減の 1,035 人となっています。

令和２～６年の 0～5 歳人口と母親の年齢（20～39 歳）別人口のデータを用いた変化率法で推計した結果をみると、令和 11 年の 0～5 歳人口は令和６年の３割減の 709 人と推計されています。

図　宍粟市の推計人口（０歳～５歳）

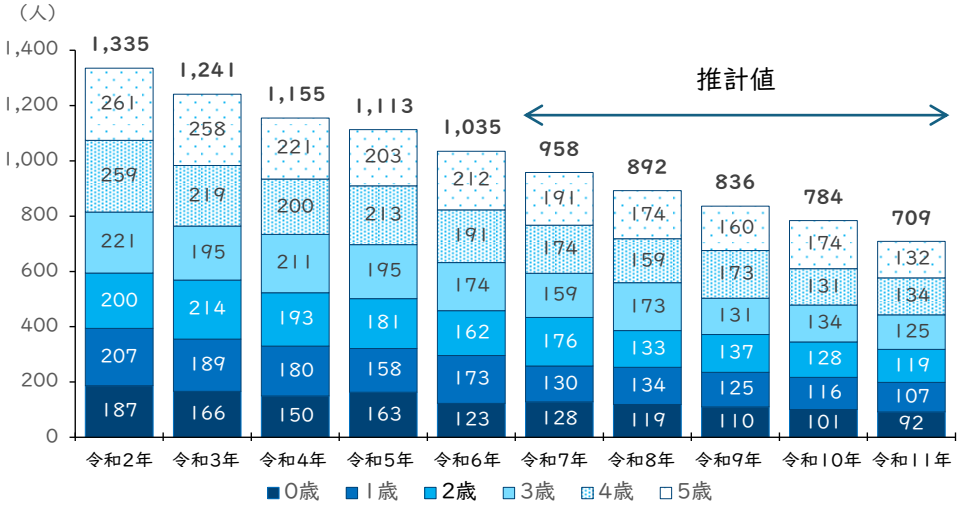

資料：住民基本台帳（令和６年まで、各年３月末日時点）、子育て支援課資料（令和７年以降）

⑤ 年齢別小学生児童数の推移及び推計

６～11 歳人口は、令和２年（1,813 人）から減少傾向で推移し、令和６年では令和２年の２割減の 1,484 人となっています。

令和２～６年の６～11 歳人口別人口のデータを用いた変化率法で推計した結果をみると、令和 11 年の６～11 歳人口は令和６年の３割減の 1,104 人と推計されています。

図　宍粟市の推計人口（６歳～11歳）

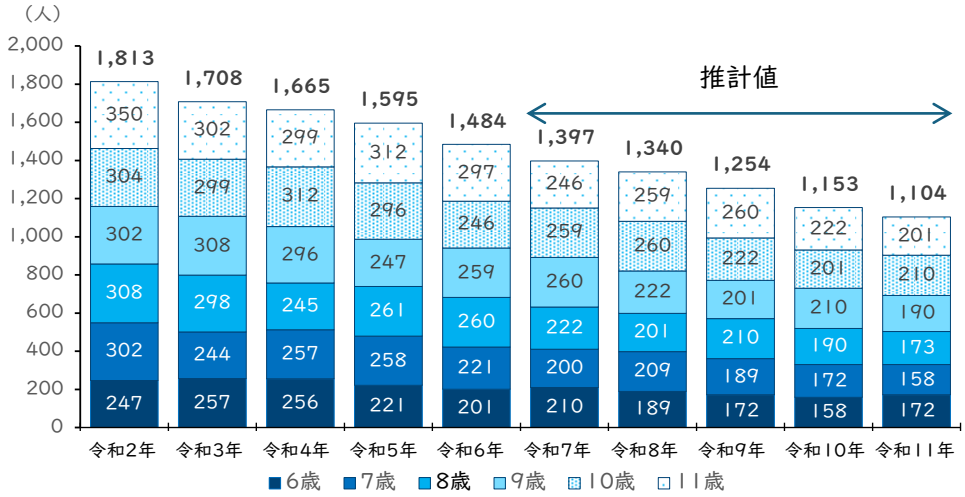

資料：住民基本台帳（令和６年まで、各年３月末日時点）、子育て支援課資料（令和７年以降）

⑥ 核家族世帯数の推移

宍粟市の核家族世帯数は平成 12 年（6,502 世帯）から増加傾向で推移し、令和２年では 7,431 世帯となっています。

核家族世帯の割合は平成 12 年（50.1%）から令和２年では 57.8%と 7.7 ポイント増加しています。

図　宍粟市の核家族世帯の推移

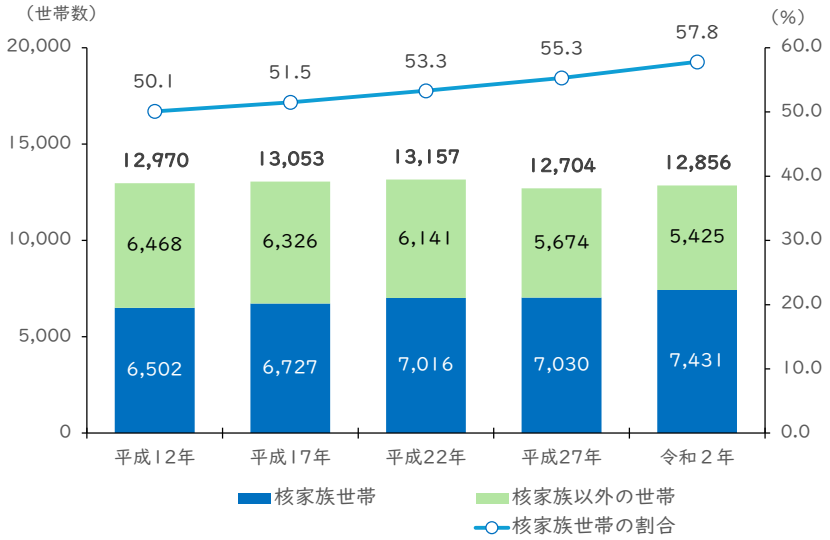

資料：国勢調査

⑦ 母子・父子世帯の推移

宍粟市の母子世帯は、平成 12 年（101 世帯）から増加傾向で推移し、平成 27 年には 190 世帯となりましたが、令和２年は減少に転じ 173 世帯となっています。

父子世帯は、平成 12 年（20 世帯）からほぼ横ばいで推移し、令和６年は 14 世帯となっています。

図　宍粟市の母子父子世帯の推移

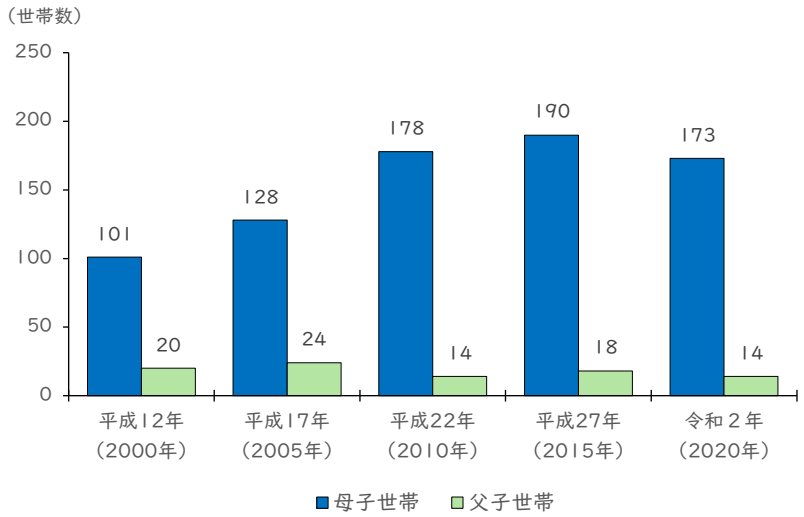

※母子世帯：未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の２０歳未満の子どものみで構成される一般世帯（他の世帯員がいないもの）
※父子世帯：未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の２０歳未満の子どものみで構成される一般世帯（他の世帯員がいないもの）

資料：国勢調査

⑧ 婚姻件数及び離婚件数の推移

宍粟市の婚姻件数は、平成 25 年（148 件）から平成 27 年までは横ばい傾向で推移していましたが、平成 28 年は減少に転じその後は増減を繰り返し、令和２年以降は 100 件前後で推移しています。離婚件数は、平成 25 年（59 件）から令和元年までは横ばいで推移しましたが、令和２年には 34 件に急減しました。その後は増加傾向で推移し、令和４年には 52 件となっています。

図　宍粟市の結婚・離婚件数の推移

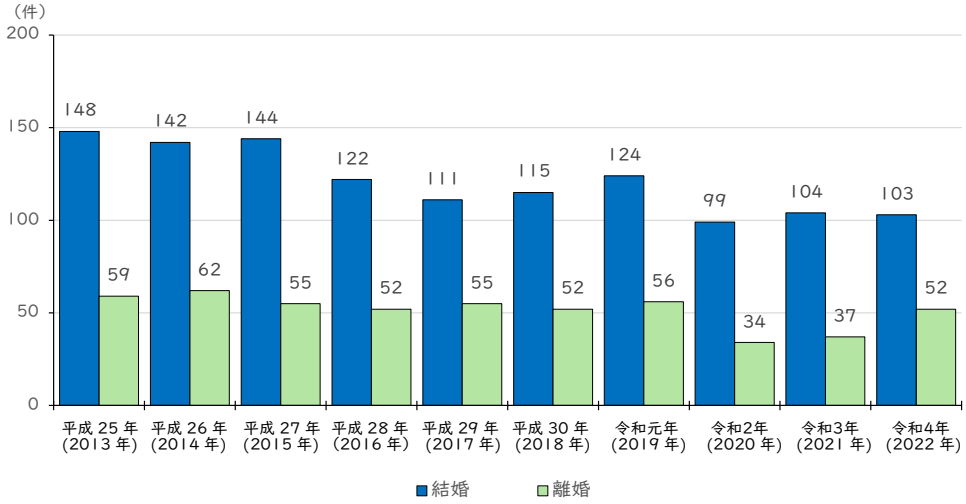

資料：兵庫県保健統計年報

⑨ 未婚率の推移（男女別・年代別）

平成 12 年から令和２年の未婚率の推移をみると男女とも増加傾向で推移し、15～24 歳を除く各年齢層において平成 12 年に比べて令和２年は 10 ポイント以上高くなっています。特に、女性の 25～29 歳は 20.6 ポイント高くなっています。

図　宍粟市の未婚率の推移（男）

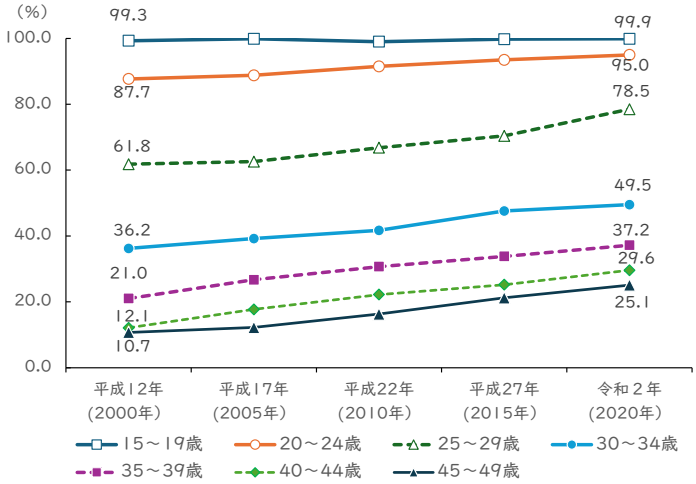

図　宍粟市の未婚率の推移（女）

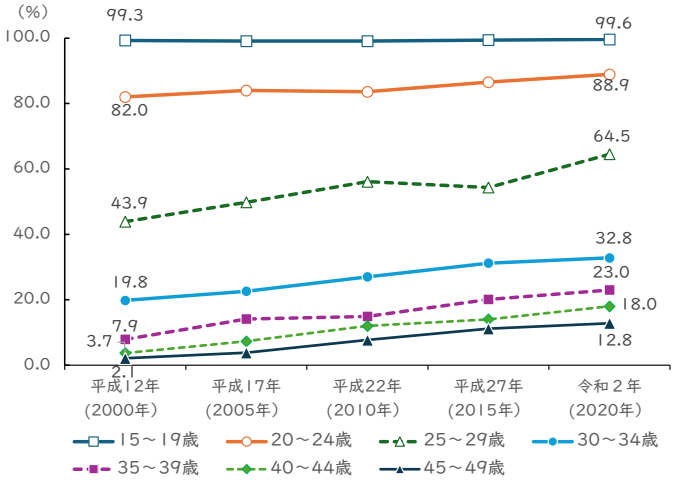

資料：国勢調査　人口等基本集計

2．子育てと家庭の状況

① 母親の就労状況

〈アンケート調査〉【就学前児童】（問 11）

母親の就労状況は、就学前児童のいる世帯で、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」（35.9%）、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」（34.3%）であり、就労中と回答した世帯は合わせて 70.2%となっています。また、「現在は就労していない」（13.3%）は、前回調査より 6.4 ポイント低下しており、全体として就労率は高まっている傾向にあります。

〈アンケート調査〉【小学生】（問 11）

母親の就労状況は、小学生のいる世帯で、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」（46.9%）、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」（42.6%）であり、就労中と回答した世帯は合わせて 89.5%となっています。「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」は、前回調査より 6.3 ポイント高くなっています。

図　母親の就労状況

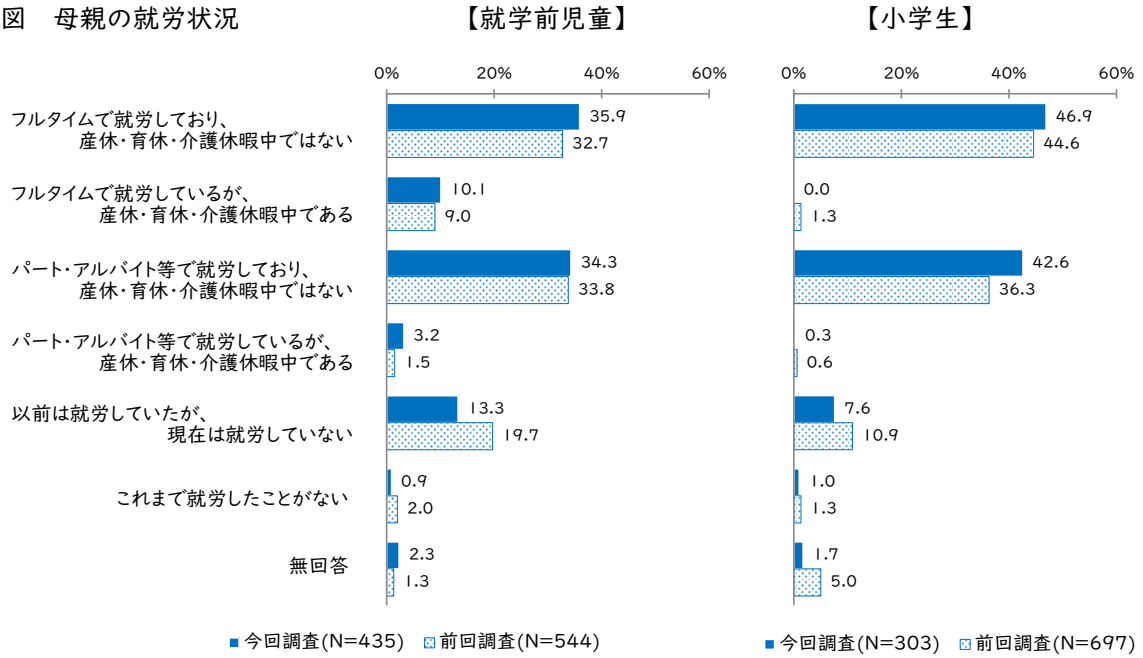

資料：子ども・子育て支援事業計画アンケート（令和６年１月実施）

② 女性の労働力率の推移

女性の労働力率の推移をみると、平成 22 年はM字カーブが顕著でしたが、25～29 歳、30～34 歳、35～39 歳、40～44 歳の各年齢層の労働力率の上昇にともなって、令和２年ではM字カーブは緩やかとなっています。

図　宍粟市の女性の年齢別労働力率

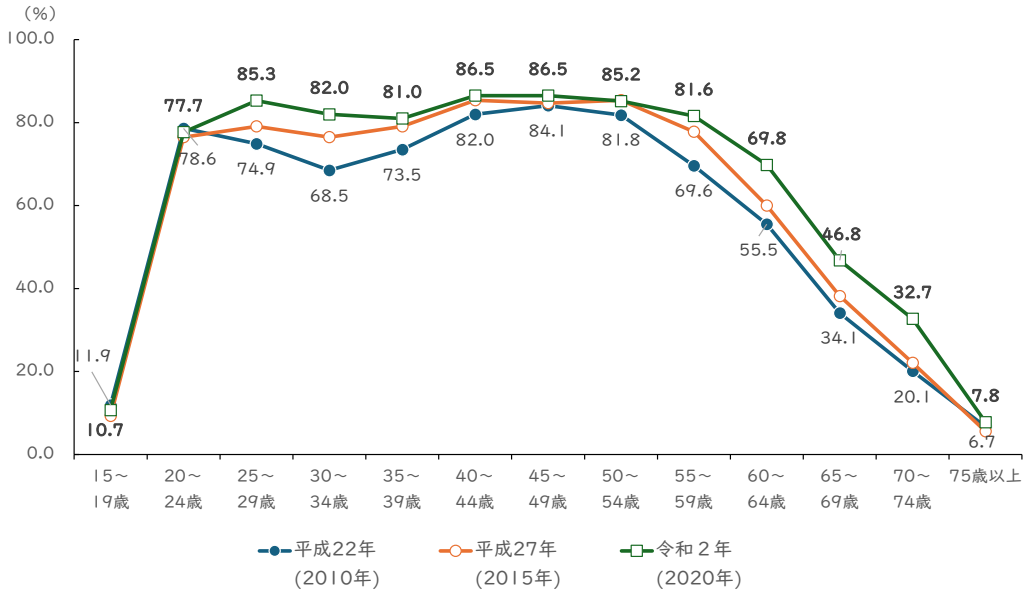

※**労働力率**：15 歳以上人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者）の割合

資料：国勢調査

③ 子育てを主に行っている方

〈アンケート調査〉【就学前児童】（問６）

子育てを主に行っている方は、就学前児童のいる世帯で、「父母ともに」（65.5%）、「主に母親」（34.0%）となっています。前回調査と比べると「父母ともに」は 15.5 ポイント高くなり、「主に母親」は 11.4 ポイント低くなっています。

〈アンケート調査〉【小学生】（問６）

子育てを主に行っている方は、小学生のいる世帯で、「父母ともに」（59.4%）、「主に母親」（36.5%）となっています。前回調査と比べると「父母ともに」は 4.6 ポイント高くなっています。

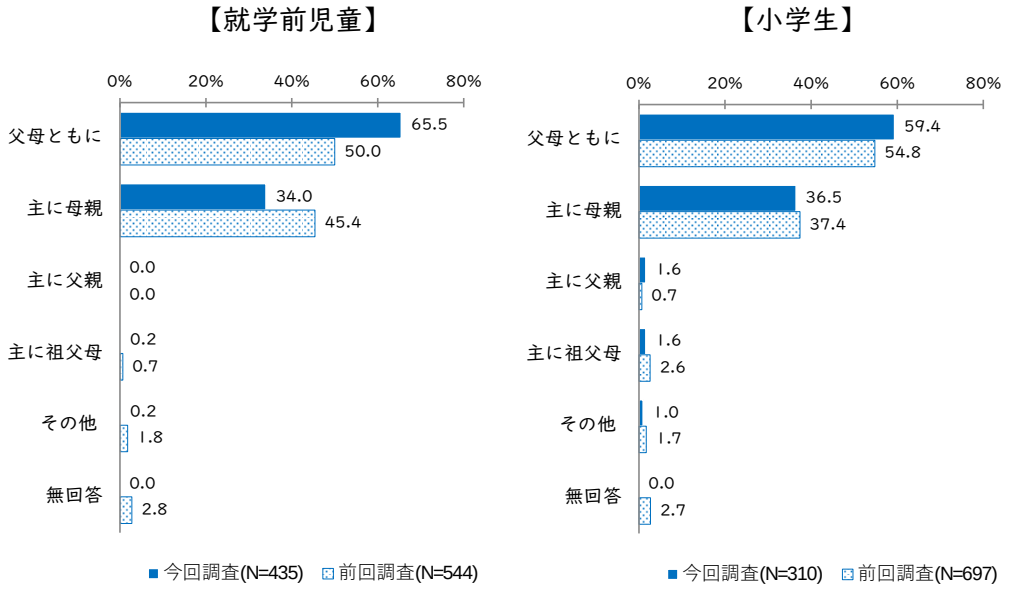

資料：子ども・子育て支援事業計画アンケート（令和６年１月実施）

④ 子育てに日常的に関わっている方や施設

〈アンケート調査〉【就学前児童】（問７　複数回答）

子育てに日常的に関わっている方や施設は、就学前児童のいる世帯で、「父母ともに」（74.9%）が最も多く、次いで「幼稚園・保育所・こども園」（71.0%）、「祖父母」（49.4%）の順となっています。

〈アンケート調査〉【小学生】（問７　複数回答）

子育てに日常的に関わっている方や施設は、小学生のいる世帯で、「父母ともに」（69.0%）が最も多く、次いで「学校」（62.6%）、「祖父母」（43.9%）の順となっています。

図　お子さんの子育てに日常的に関わっている方（施設）

【就学前児童】

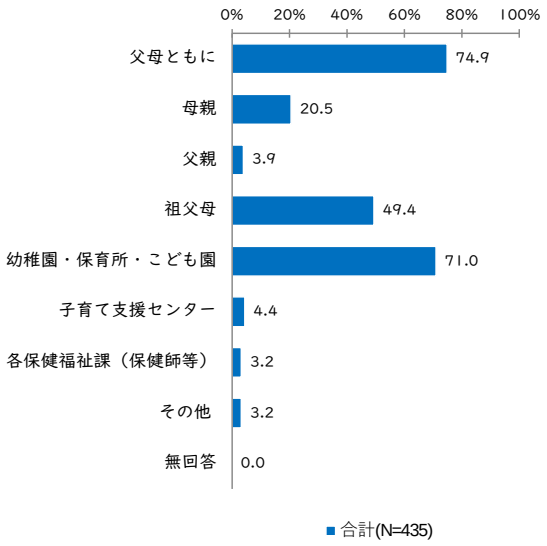

【小学生】

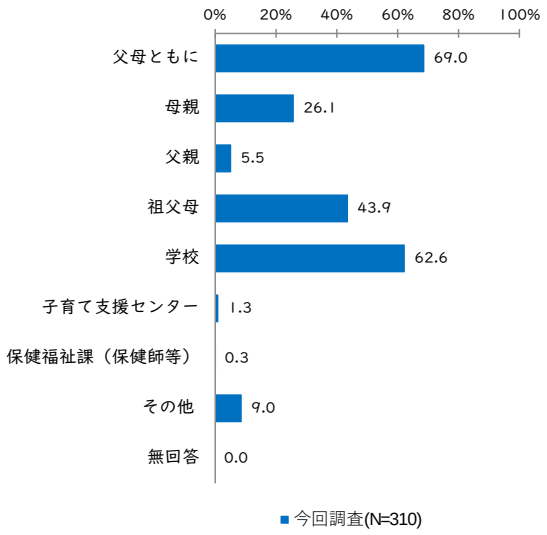

資料：子ども・子育て支援事業計画アンケート（令和６年１月実施）

⑤ 日ごろ、子どもをみてもらえる親族・知人の有無

〈アンケート調査〉【就学前児童】（問９　複数回答）

子どもをみてもらえる親族・知人の有無は、就学前児童のいる世帯で、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」（61.8%）、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」（41.1%）となっています。前回調査と比べると「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」は 7.0 ポイント高くなっています。

〈アンケート調査〉【小学生】（問９　複数回答）

子どもをみてもらえる親族・知人の有無は、小学生のいる世帯で、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」（50.6%）、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」（42.3%）となっています。前回調査と比べると「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」は 4.3 ポイント高くなっています。

図　日ごろ、子どもをみてもらえる親族・知人の有無

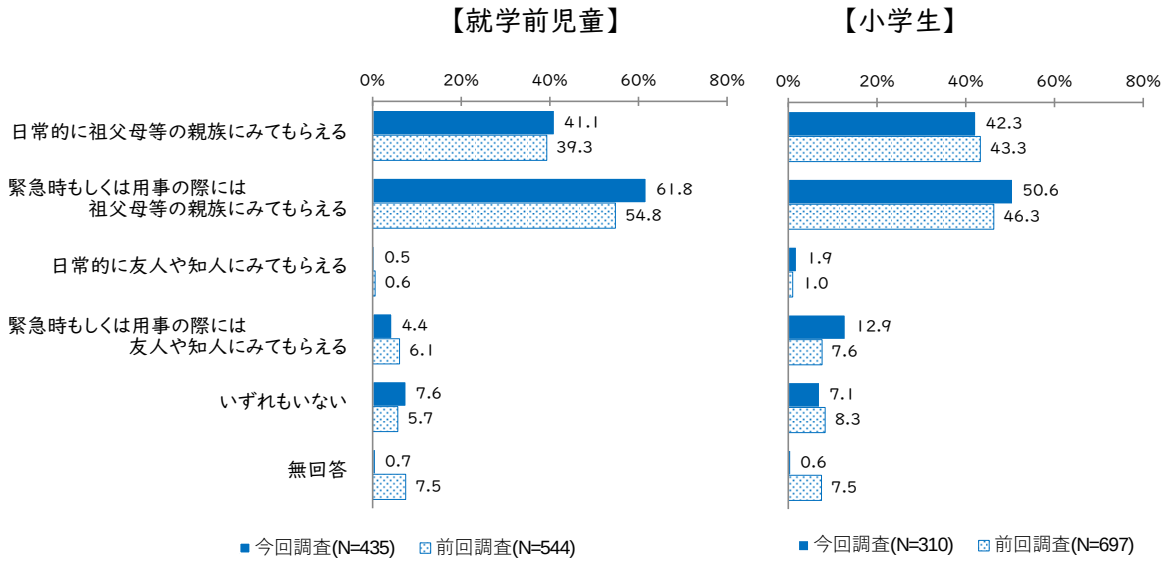

資料：子ども・子育て支援事業計画アンケート（令和６年１月実施）

⑥ 子育てや教育について、相談できる人や場所の有無

〈アンケート調査〉【就学前児童】（問 10）

相談できる人や場所の有無は、就学前児童のいる世帯で、「いる（ある）」（92.6%）となっています。前回調査と比べると 8.0 ポイント高くなっています。

〈アンケート調査〉【小学生】（問 10）

相談できる人や場所の有無は、小学生のいる世帯で、「いる（ある）」（90.0%）となっています。前回調査と比べると大きな差はありません。

図　子育てや教育について、相談できる人や場所の有無

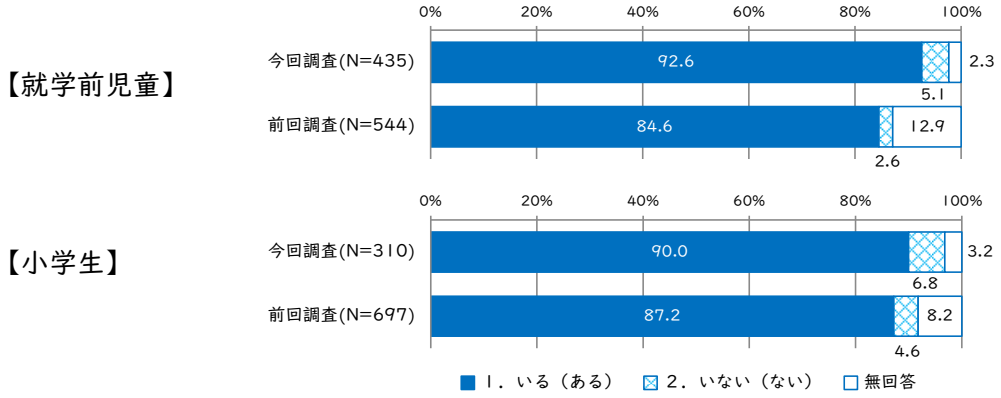

資料：子ども・子育て支援事業計画アンケート（令和６年１月実施）

⑦ 気軽に相談できる先

〈アンケート調査〉【就学前児童】（問 10-1　複数回答）

気軽に相談できる先は、就学前児童のいる世帯で、「祖父母等の親族」（87.1%）、「友人や知人」（76.2%）、「保育士」（45.7%）となっています。前回調査と比べると、「友人や知人」は 7.9 ポイント低く、「保育士」は 5.9 ポイント高くなっています。

〈アンケート調査〉【小学生】（問 10-1　複数回答）

気軽に相談できる先は、小学生のいる世帯で、「友人や知人」（82.1%）、「祖父母等の親族」（74.2%）となっています。前回調査と比べると、「祖父母等の親族」は 5.9 ポイント低くなっています。

図　気軽に相談できる人や場所

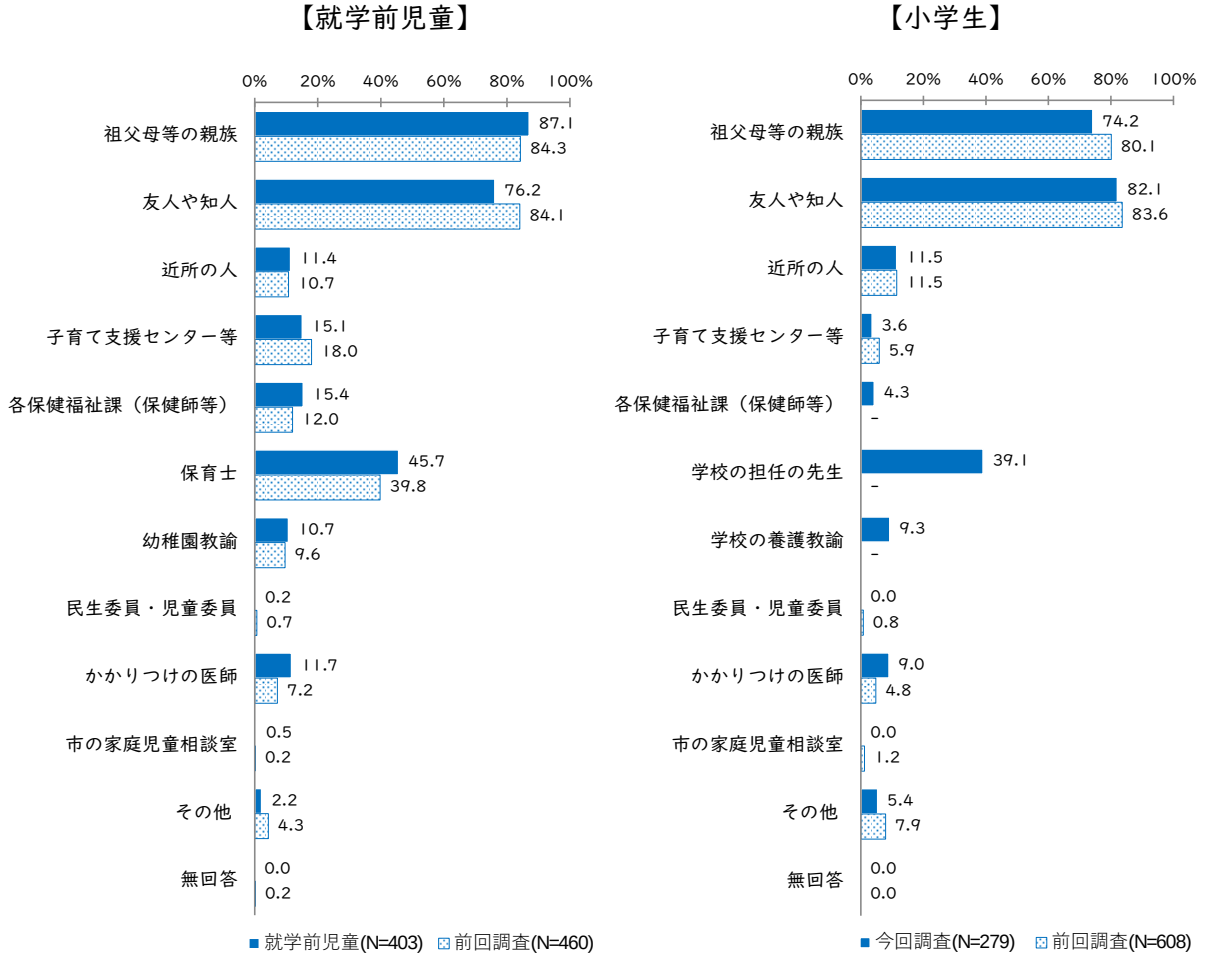

資料：子ども・子育て支援事業計画アンケート（令和６年１月実施）

３．教育・保育の状況

① 幼稚園・保育所・こども園の児童数の推移

幼稚園児童数は、幼児教育・保育の無償化などの影響を受け、保育所やこども園での保育利用が高まったことで、令和元年度（177 人）から大幅に減少し、令和５年度は 34 人となっています。また、こども園児童数（幼稚園部分）は、令和元年度（40 人）からほぼ横ばいで推移し、令和５年度は 52 人となっています。

図　幼稚園児童数の推移

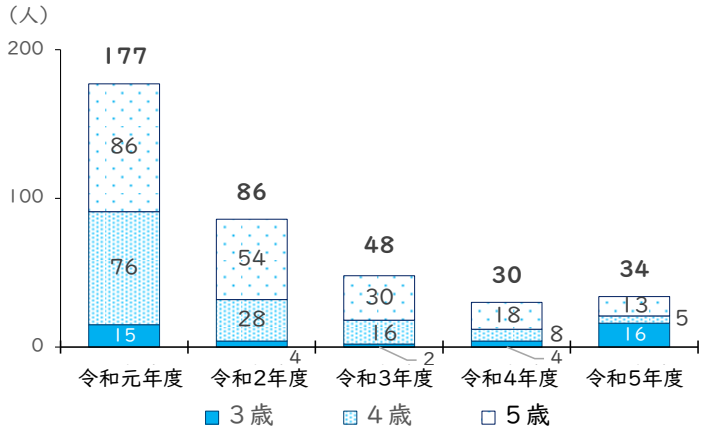

図　こども園児童数の推移(うち幼稚園部分)

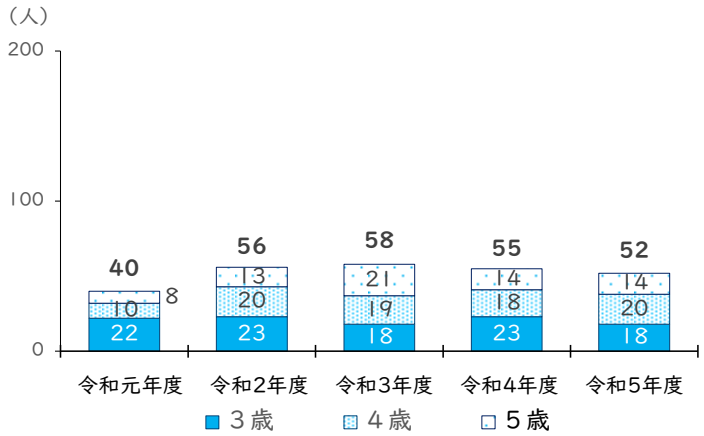

資料：こども未来課（各年度３月１日現在）

保育所児童数は、幼保一元化推進計画に伴うこども園への移行等により、令和元年度（717 人）から減少し、令和５年度は 511 人となっています。一方で、こども園児童数（保育所部分）は、令和元年度（215 人）から増加し、令和５年度は 353 人となっています。

保育所児童数とこども園児童数（保育所部分）を合わせた人数は、令和元年度（932 人）から 900 人台で推移していましたが、令和５年度は 864 人に減少しています。

図　保育所児童数の推移

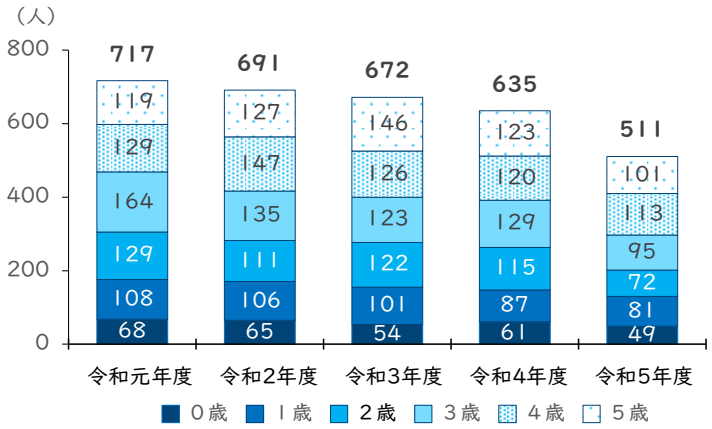

図　こども園児童数の推移(うち保育所部分)

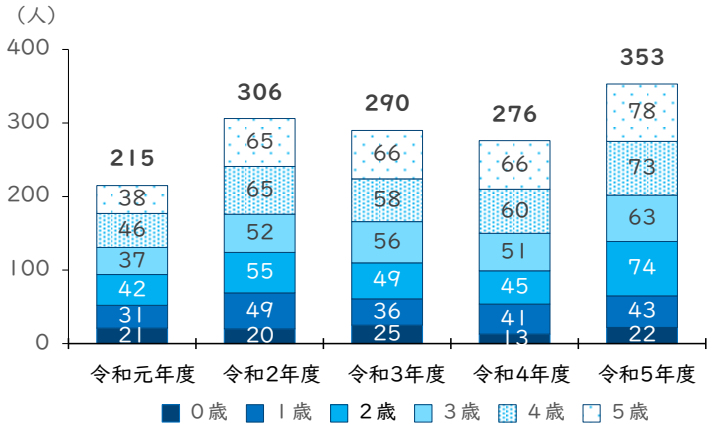

資料：こども未来課（各年度３月１日現在）

② 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無（就学前児童）

〈アンケート調査〉【就学前児童】（問 12）

平日、定期的に教育・保育事業を利用しているのは、「０歳」(25.9%)、「１歳」(73.4%)、「２歳」（90.8%）、「３歳」以上はすべて 98%以上となっています。

図　子の年齢別　平日の定期的な教育・保育事業の利用
【就学前児童】

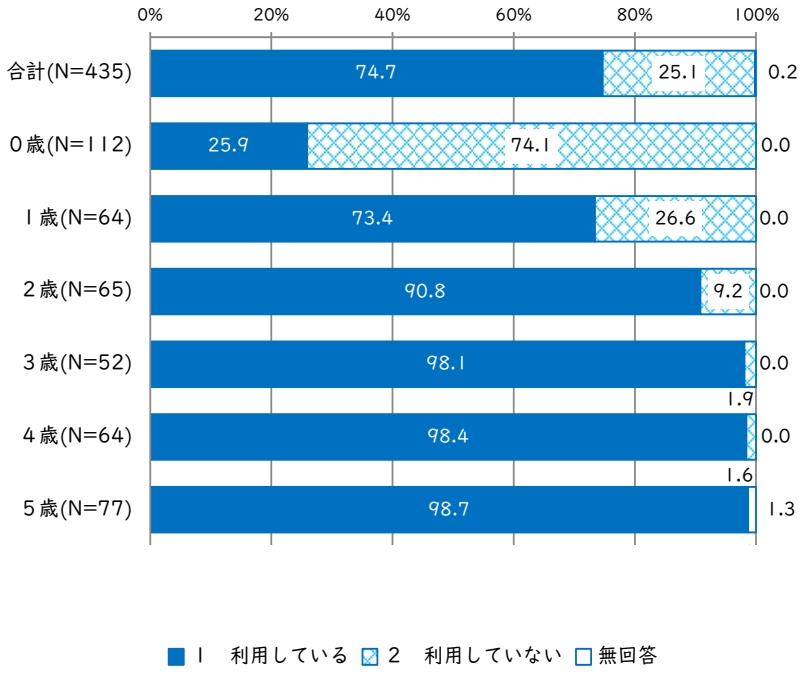

資料：子ども・子育て支援事業計画アンケート（令和６年１月実施）

③ 平日の定期的な教育・保育事業の利用内容

〈アンケート調査〉【就学前児童】（問 12-1）

平日、定期的に利用している教育・保育事業の内容をみると、０歳は「認可保育所」（65.5%）、「認定こども園」（24.1%）、１歳は「認可保育所」（53.2%）、「認定こども園」（40.4%）、２歳は「認定こども園」（50.8%）、「認可保育所」（44.1%）、３歳は「認定こども園」（43.1%）、「認可保育所」（39.2%）、４歳は「認可保育所」（49.2%）、「認定こども園」（46.0%）、５歳は「認可保育所」（48.7%）、「認定こども園」（39.5%）となっています。

図　平日の定期的に利用している教育・保育事業　【就学前児童】

	幼稚園	幼稚園の預かり保育	認可保育所	認定こども園	小規模な保育施設	家庭的保育	事業所内保育施設	その他の認可外の保育施設	居宅訪問型保育	ファミリーサポートセンター	その他	無回答
合計(N=325)	5.5	3.1	48.6	42.2	0.9	0.6	0.9	0.9	0.3	0.3	0.6	0.0
０歳(N=29)	3.4	0.0	65.5	24.1	3.4	0.0	0.0	0.0	3.4	0.0	0.0	0.0
１歳(N=47)	0.0	0.0	53.2	40.4	2.1	0.0	0.0	2.1	0.0	2.1	0.0	0.0
２歳(N=59)	1.7	1.7	44.1	50.8	0.0	1.7	1.7	0.0	0.0	0.0	1.7	0.0
３歳(N=51)	15.7	3.9	39.2	43.1	0.0	0.0	0.0	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0
４歳(N=63)	3.2	1.6	49.2	46.0	1.6	1.6	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6	0.0
５歳(N=76)	7.9	7.9	48.7	39.5	0.0	0.0	2.6	1.3	0.0	0.0	0.0	0.0

資料：子ども・子育て支援事業計画アンケート（令和６年１月実施）

④ 将来の子の年齢別、平日の定期的な教育・保育事業の利用希望

〈アンケート調査〉【就学前児童】（問 13）

平日、定期的に利用したい教育・保育事業の内容をみると、０歳は「認定こども園」（20.0%）、「認可保育所」（16.4%）、１歳は「認可保育所」（33.9%）、「認定こども園」（30.7%）、２歳は「認定こども園」（40.3%）、「認可保育所」（31.6%）、３歳は「認定こども園」（51.4%）、「認可保育所」（32.8%）、４歳は、「認定こども園」（53.8%）、「認可保育所」（29.0%）、５歳は「認定こども園」（51.6%）、「認可保育所」（29.2%）となっています。

３歳以上は「認定こども園」が 50%以上となっています。

図　将来の子の年齢別、平日の定期的な教育・保育事業の利用希望

【就学前児童】

	幼稚園	幼稚園の預かり保育	認可保育所	認定こども園	その他の認可外の保育施設	小規模な保育施設	家庭的保育	事業所内保育施設	居宅訪問型保育	ファミリーサポートセンター	その他	利用したい事業は特にない・調査対象年齢でない	無回答
就学前(N=55)　０歳	0.0	0.0	16.4	20.0	0.0	1.8	1.8	0.0	5.5	1.8	0.0	23.6	29.1
就学前(N=127)　１歳	0.8	0.0	33.9	30.7	0.0	5.5	0.0	1.6	1.6	0.8	0.0	15.7	9.4
就学前(N=196)　２歳	1.0	1.0	31.6	40.3	0.5	4.1	0.5	1.0	0.5	0.5	0.5	10.7	7.7
就学前(N=253)　３歳	4.3	2.0	32.8	51.4	0.4	1.2	0.0	0.4	0.4	0.0	0.0	1.6	5.5
就学前(N=303)　４歳	6.6	2.6	29.0	53.8	0.0	0.7	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	5.9
就学前(N=366)　５歳	6.8	2.7	29.2	51.6	0.5	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	7.7

資料：子ども・子育て支援事業計画アンケート（令和６年１月実施）

⑤ 放課後の過ごし方と学童保育の利用状況（小学生）

〈アンケート調査〉【小学生】（問 12）

小学生の現在の放課後の過ごし方は、「自宅」（77.1％）、「習い事」（48.4％）、「学童保育所（25.2％）となっています。

図　現在の放課後の過ごし方　【小学生】

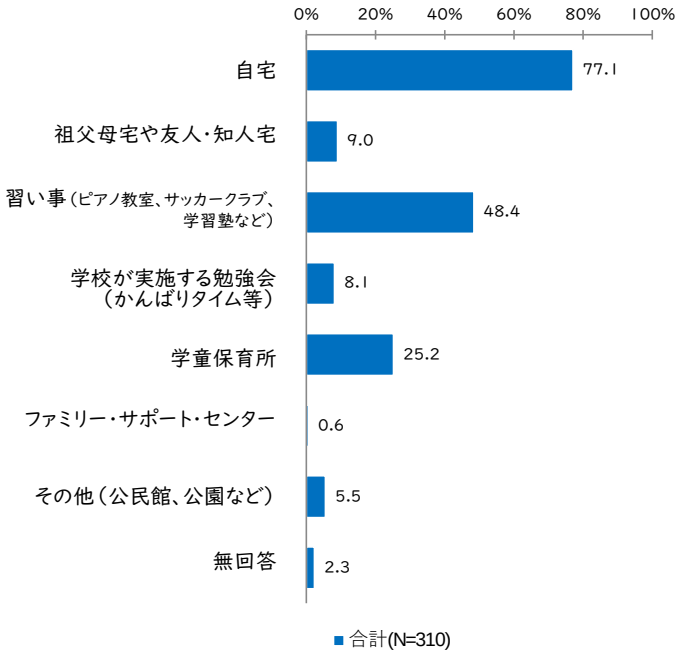

資料：子ども・子育て支援事業計画アンケート（令和６年１月実施）

〈利用状況〉学童保育事業

学童保育利用児童数は、低学年児童を中心に年々増加しています。

図　学童保育利用児童数の推移

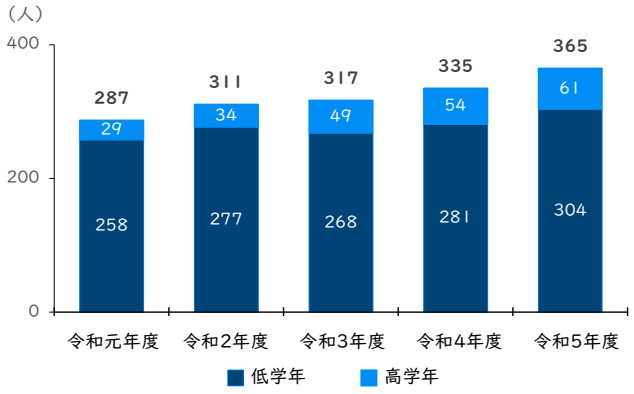

資料：こども未来課（各年度３月１日現在）

⑥ 小学校就学後に希望する放課後の過ごし方（就学前児童）

〈アンケート調査〉【就学前児童】（問 23（１）（２））

小学校就学後に希望する放課後の過ごし方は、低学年時が「学童保育所（57.5%）、自宅」（45.7%）、「習い事」（23.7%）、となっています。高学年時は、「自宅」68.5%）、「習い事」（36.6%）、「学童保育所」25.5%）となっています。

図　小学校就学後に希望する放課後の過ごし方　【就学前児童】

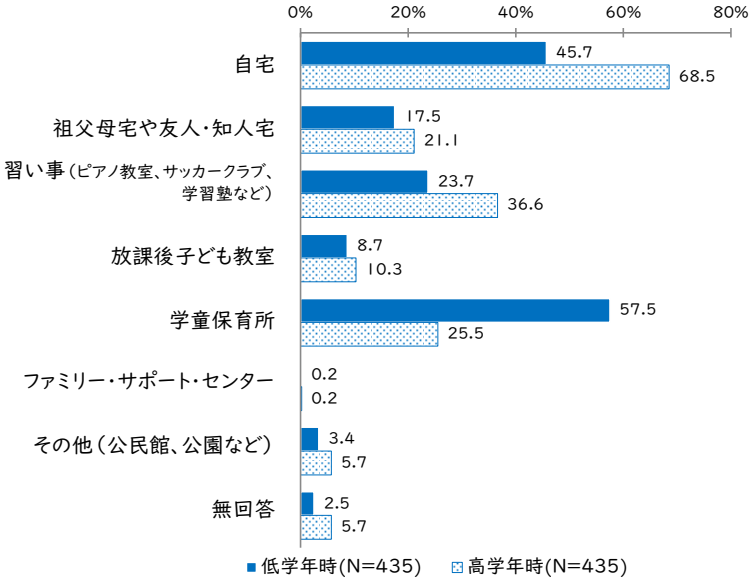

資料：子ども・子育て支援事業計画アンケート（令和６年１月実施）

⑦ 育児休業の取得状況（未就学児世帯）

〈アンケート調査〉【就学前児童】（問 25）

母親は、「取得した（または取得中）」（69.1％）、「取得しなかった」（27.0％）となっています。

父親は、「取得した（または取得中）」（6.8％）、「取得しなかった」（86.6％）となっています。

「取得した（または取得中）」では、父親は母親より 62.3 ポイント低くなっています。

図　育児休業の取得状況（未就学児世帯）

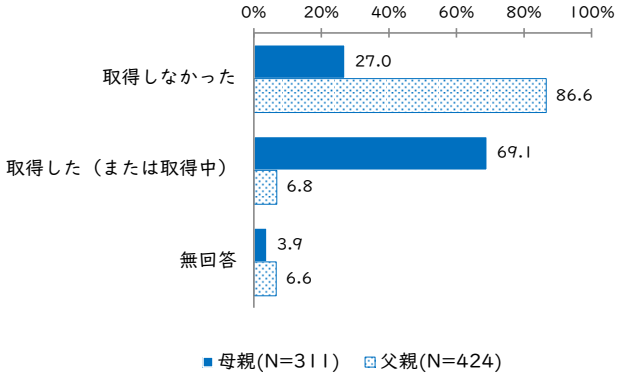

※Ｎ値は「働いていなかった」「この設問に該当しない」を除外した数

資料：子ども・子育て支援事業計画アンケート（令和６年１月実施）

４．就学前の子育て支援事業の状況

① 地域子育て支援センター

〈アンケート調査〉【就学前児童】（問 14）

子育て支援事業の利用状況は、「地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）」（17.2%）、「本市で実施している類似の事業」（3.0%）となっています。

図　子育て支援事業の利用　【就学前児童】

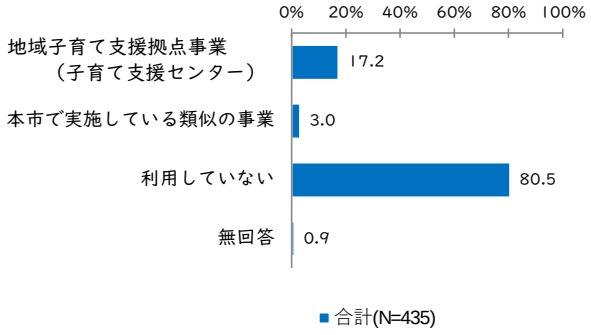

資料：子ども・子育て支援事業計画アンケート（令和６年１月実施）

〈アンケート調査〉【就学前児童】（問 15）

今後の利用意向では、「今は利用していないが、今後利用したい」（23.7%）と「すでに利用しているが、今後利用回数を増やしたい」（9.4%）を合わせた『利用したい』は33.1%となっています。

図　地域子育て支援事業の今後の利用意向　【就学前児童】

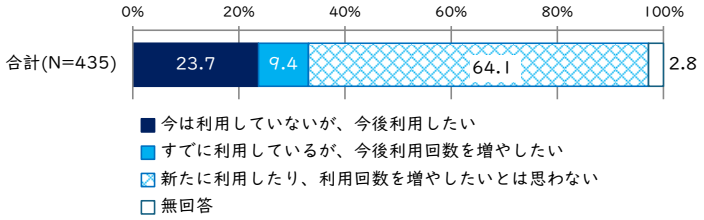

資料：子ども・子育て支援事業計画アンケート（令和６年１月実施）

〈利用状況〉地域子育て支援センター事業

子育て支援センターの利用状況は、令和２年度（延べ 329 組）から増加し、令和５年度には延べ 493 組となっています。

表　子育て支援センター利用者数の推移　（単位：延組数／月）

施設名	事業内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
山崎子育て支援センター	子育て相談、親子グループ活動、自主グループ活動、子育て交流事業、講座・講演会等	329	330	447	493
一宮子育て支援センター					
波賀子育て支援センター					
千種子育て支援センター					

図　子育て支援センター利用者数の推移

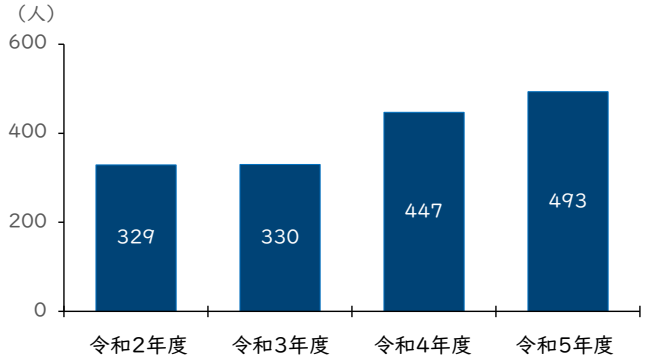

資料：子育て支援課（各年度の月利用組数）

② 病児・病後児保育の利用状況

〈アンケート調査〉（問 19-2、問 17-2　複数回答）

病気で、保育所等を利用できなかった場合の対応は、就学前児童がいる世帯で、「母親が休んだ」（88.6%）、「父親が休んだ」（37.8%）、「親族・知人に子どもをみてもらった（同居者を含む）」（36.5%）となっています。

小学生児童がいる世帯では、「母親が休んだ」（78.9%）、「親族・知人に子どもをみてもらった（同居者を含む）」（22.8%）、「子どもだけで留守番をさせた」（20.3%）、「父親が休んだ」（18.3%）となっています。

図　病気で、保育所等を利用できなかった場合の対応

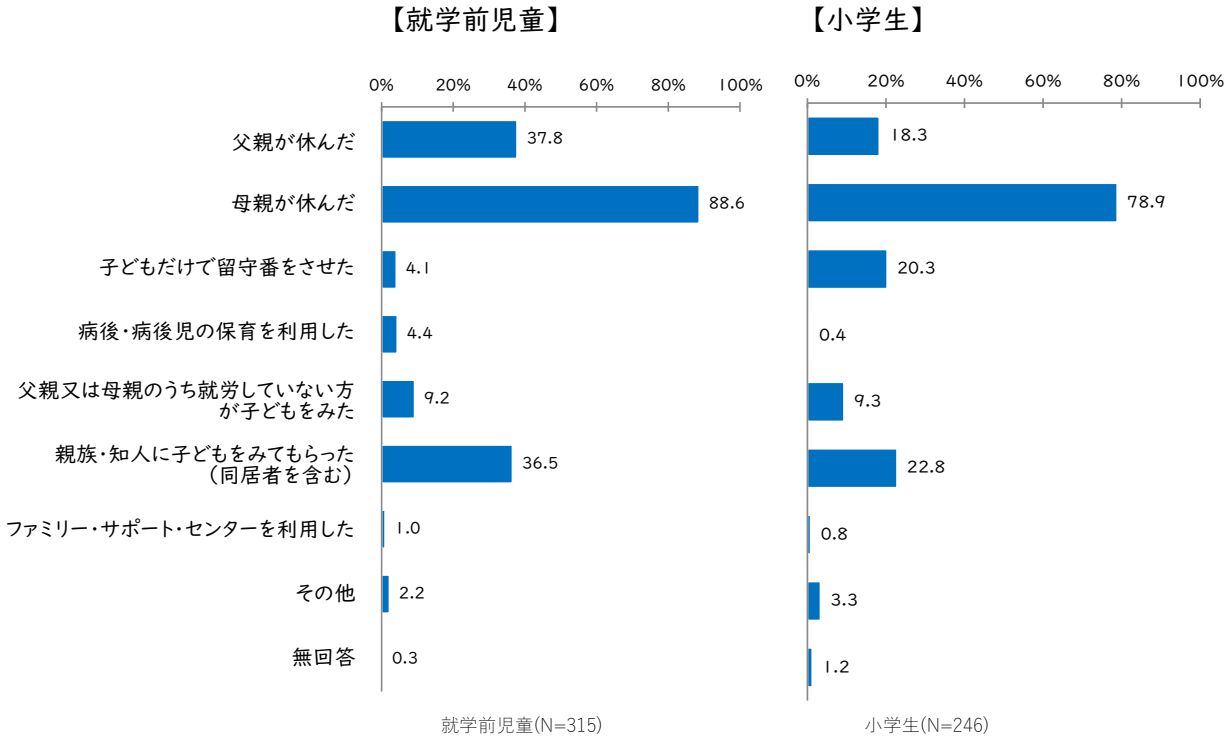

資料：子ども・子育て支援事業計画アンケート（令和６年１月実施）

〈アンケート調査〉（問 19-3、問 17-3）

病児・病後児保育室の利用希望は、就学前児童のいる世帯で、「利用したいとは思わなかった」(68.9%)、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したいと思った」(28.3%)となっています。また、小学生のいる世帯では、「利用したいとは思わなかった」(86.1%)、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したいと思った」（8.7%）となっています。

就学前児童のいる世帯の利用希望が（28.3%）と高い傾向にあります。

※「父親が休んだ」「母親が休んだ」「子どもだけで留守番をさせた」のいずれかを選ばれた方（就学前児童 N=286、小学生 N＝208）に調査

図　病児・病後児のための保育施設などの利用意向　【就学前児童】

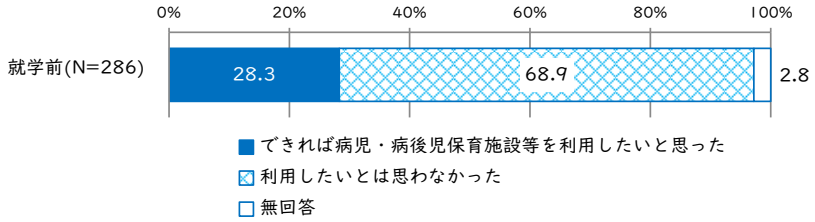

図　病児・病後児のための保育施設などの利用意向　【小学生】

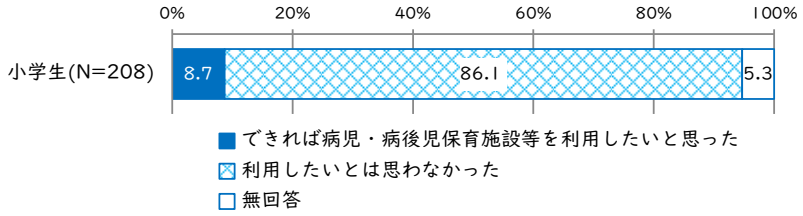

資料：子ども・子育て支援事業計画アンケート（令和６年１月実施）

〈利用状況〉病児・病後児保育事業

病児・病後児保育の利用状況は、令和２年度（延べ 57 人）から増加し、令和５年度で延べ 360 人となっています。

病児･病後児保育利用者数の推移　（単位：延人数／年）

施設名	主な内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
病児保育室そらまめ	対象：生後６か月～小学６年生 定員：１日３人 開室日：平日、7:45～17:45 利用料金：1人1日あたり1,000円 実施形態：病児対応型	57	158	141	360

図 病児･病後児保育利用者数の推移

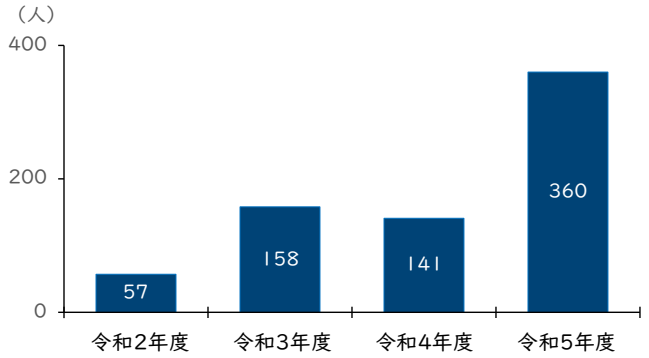

資料：子育て支援課「病児保育室そらまめ」（各年度利用児童数）

③ 一時預かり保育等の状況

〈アンケート調査〉【就学前児童】（問 20）

保護者の私用や通院、不定期の就労などの目的で不定期に利用している事業については、「利用していない」（93.1％）、「幼稚園の預かり保育」（2.3％）、「一時預かり保育」（2.1％）となっています。

図　保護者の私用や通院、不定期の就労などの目的で利用している事業
【就学前児童】

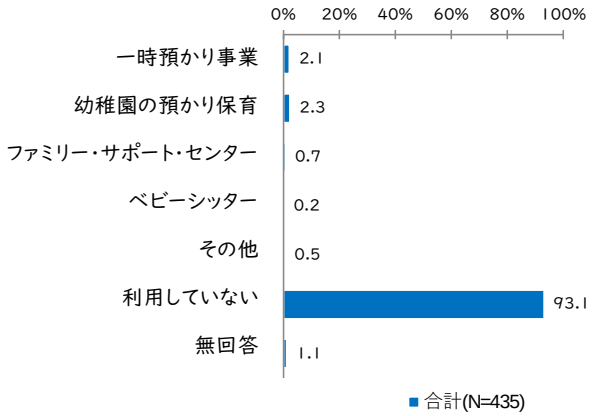

資料：子ども・子育て支援事業計画アンケート（令和６年１月実施）

〈アンケート調査〉【就学前児童】（問 21（１））

保護者の私用や通院、不定期の就労などの目的で利用する事業の利用希望は、「利用する必要はない」（59.3％）、「利用したい」（38.9％）、となっています。

図　保護者の私用や通院、不定期の就労などの目的で
不定期に利用する事業の利用希望　【就学前児童】

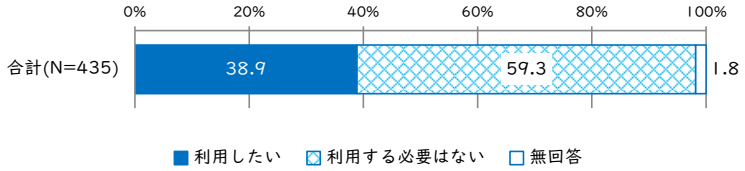

資料：子ども・子育て支援事業計画アンケート（令和６年１月実施）

〈利用状況〉ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センターの活動件数は、令和２年度（延べ 706 件）から増加し、令和５年度は延べ 869 件となっています。

ファミリー・サポート・センター事業の状況

会員数（単位：人）
活動件数（単位：延件数／年）

主な内容	集計区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象：生後3か月～小学6年生 活動日：年中（年末年始を除く） 活動時間：7:00～19:00 活動報酬：1人あたり30分250円	おねがい会員	106	105	121	119
	まかせて会員	113	119	120	135
	どちらも会員	15	13	14	14
	会員数合計	234	237	255	268
	活動件数	706	730	509	869

※活動件数は未就学児童を含む。

図 ファミリー・サポート・センター事業の状況

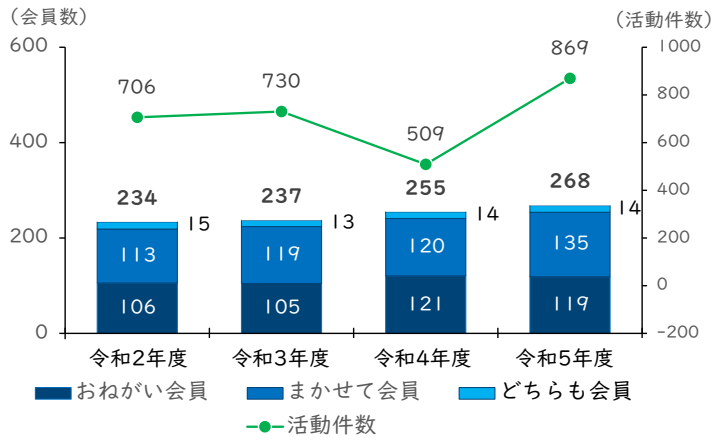

資料：子育て支援課「ファミリー・サポート・センター事業」（各年度利用状況）

④ 地域の子育て支援事業の認知、利用経験、利用意向
〈アンケート調査〉【就学前児童】（問 16（1）～（7））

○認知度
認知度では、「子どもの健診や相談サービス」(93.6%)、「ほっと mama ルーム」(88.7%)、「子育て支援センターの親子・グループ活動、施設の開放」(83.2%)、「宍粟市子育てガイドブック」(82.8%)、「幼稚園・保育所・こども園の園庭等の開放」(82.8%)、「ファミリー・サポート・センター」(68.0%)、「青少年育成センターの悩み相談」(45.5%)、となっています。

○利用経験
利用経験では、「子どもの健診や相談サービス」(86.4%)、「子育て支援センターの親子・グループ活動、施設の開放」(56.6%)、「ほっと mama ルーム」(51.0%)、「宍粟市子育てガイドブック」(44.6%)、「幼稚園・保育所・こども園の園庭等の開放」(44.6%)、「ファミリー・サポート・センター」(6.4%)、「青少年育成センターの悩み相談」(3.0%) となっています。

○利用意向
利用意向では、「子どもの健診や相談サービス」(75.6%)、「子育て支援センターの親子・グループ活動、施設の開放」(50.1%)、「宍粟市子育てガイドブック」(48.3%)、「幼稚園・保育所・こども園の園庭等の開放」(48.3%)、「ほっと mama ルーム」(36.8%)、「青少年育成センターの悩み相談」(29.0%)、「ファミリー・サポート・センター」(26.9%) となっています。

図　ほっと mama ルーム　【就学前児童】

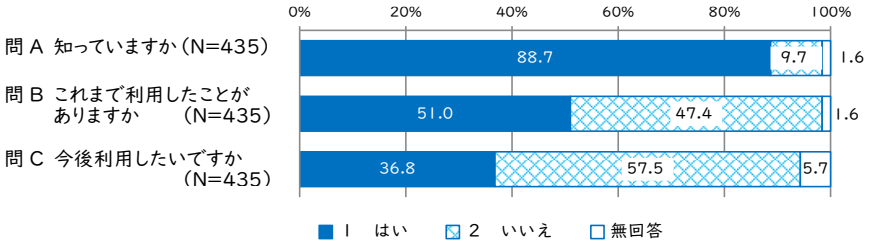

図　子どもの健診や相談サービス　【就学前児童】

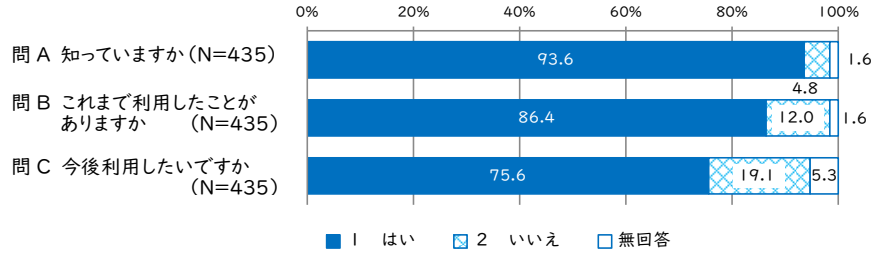

図　青少年育成センターの子どもと家庭、青少年の悩み相談　【就学前児童】

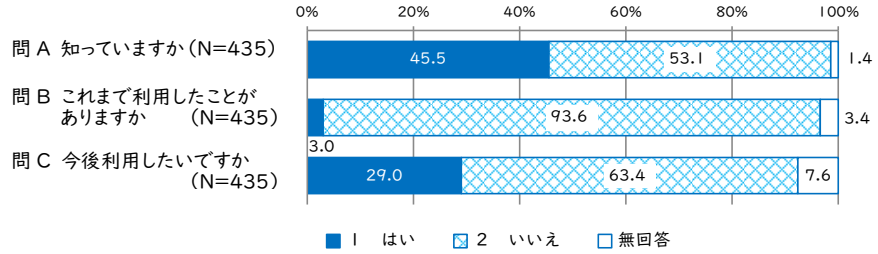

図　子育て支援センターの親子・グループ活動、施設の開放　【就学前児童】

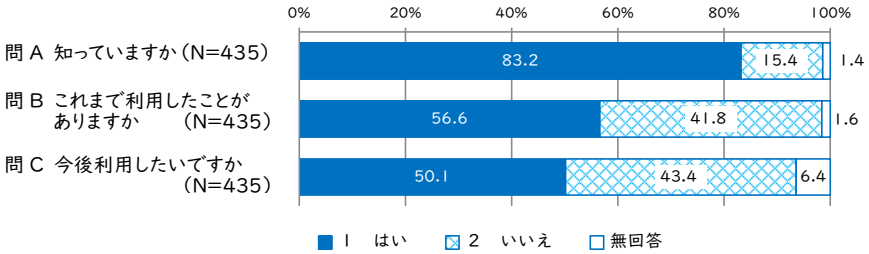

資料：子ども・子育て支援事業計画アンケート（令和６年１月実施）

図　ファミリー・サポート・センターの会員制預かり等サービス　【就学前児童】

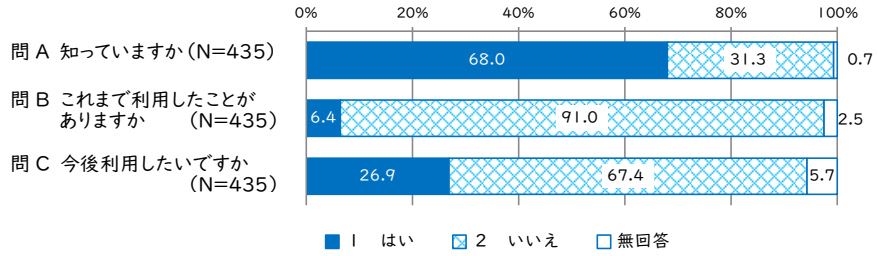

図　幼稚園・保育園・こども園の園庭等の開放　【就学前児童】

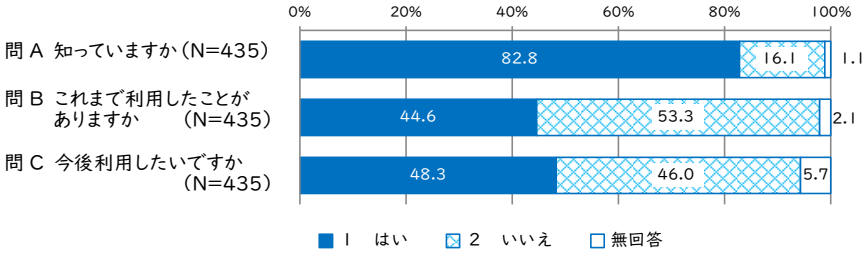

図　宍粟市子育てガイドブック　【就学前児童】

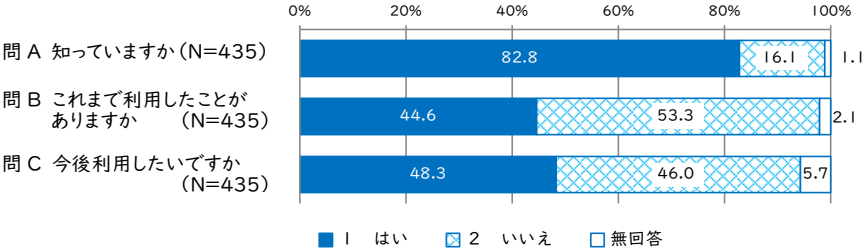

資料：子ども・子育て支援事業計画アンケート（令和６年１月実施）

⑤ 小学生の子どもの平日の外出（登校）頻度

〈アンケート調査〉【小学生】（問 14、問 14-1）

小学生の子どもの平日の外出頻度は、「毎日、学校に行く」（94.8%）、「時々、学校に行く」（1.6%）、「ほとんど家にいる」（3.3%）となっています。

図 小学生の子どもの平日の外出頻度

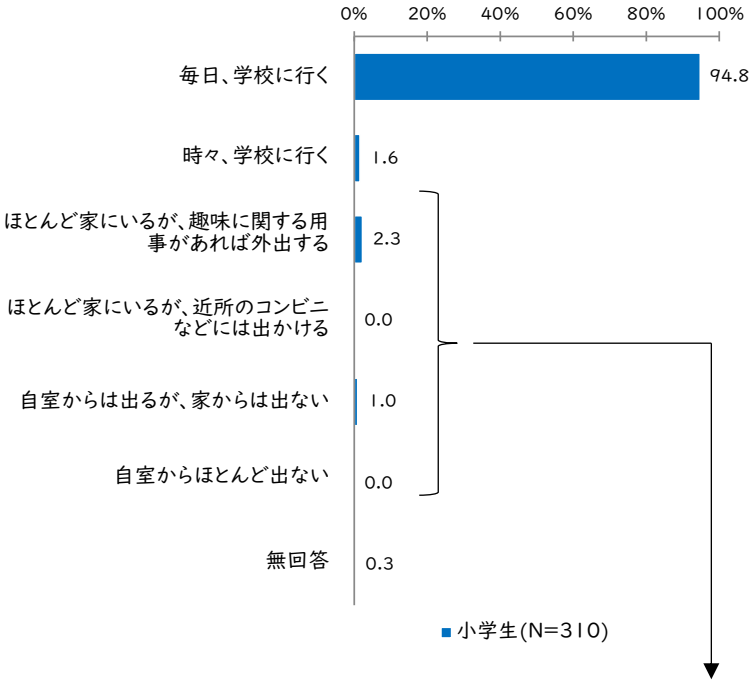

図 現在の状況になった年齢

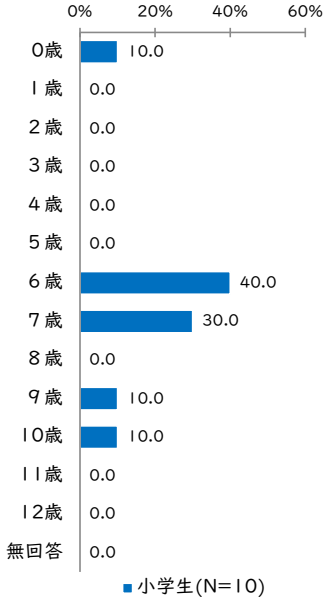

資料：子ども・子育て支援事業計画アンケート（令和６年１月実施）

5．地域における子育て環境や支援への満足度

〈アンケート調査〉【就学前児童】（問 26）

地域における子育て環境や支援への満足度は、「満足度は普通」（43.7%）、「満足度が低い」（10.6%）と「満足度がやや低い」（22.3%）を合わせた『満足度が低い』は 32.9%、「満足度が高い」（3.9%）と「満足度がやや高い」（16.6%）を合わせた『満足度が高い』は 20.5%で、『満足度が低い』は『満足度が高い』より 12.4 ポイント高くなっています。前回調査と大きな差はありません。

〈アンケート調査〉【小学生】（問 21）

地域における子育て環境や支援への満足度は、「満足度は普通」（50.0%）、「満足度が低い」（12.6%）と「満足度がやや低い」（18.1%）を合わせた『満足度が低い』は 30.7%、「満足度が高い」（4.2%）と「満足度がやや高い」（12.9%）を合わせた『満足度が高い』は 17.1%で、『満足度が低い』は『満足度が高い』より 13.6 ポイント高くなっています。前回調査と大きな差はありません。

図　地域における子育て環境や支援への満足度

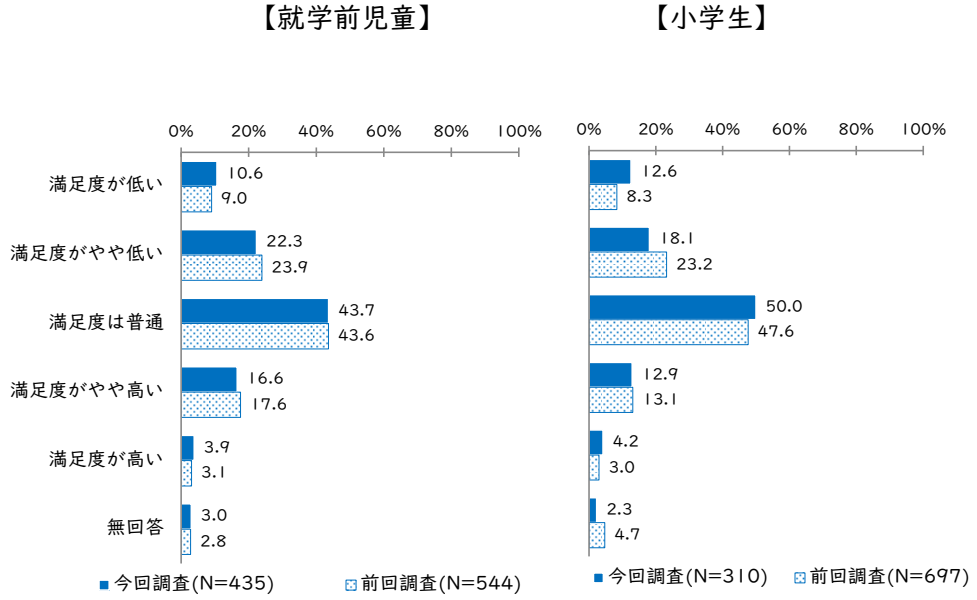

資料：子ども・子育て支援事業計画アンケート（令和６年１月実施）

第３章　第２期計画の取組と評価

１．第２期 宍粟市子ども・子育て支援事業計画の取組状況

基本目標１　子どもの成長を支える基盤づくり

基本施策１　就学前教育・保育の充実

①幼稚園・保育所・こども園・地域型保育

■教育事業【１号認定】（３～５歳児・幼稚園部分）

（単位：人）

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
計画値	量の見込み	236	231	201	83	81
	確保の内容	236	231	201	230	175
実績値		255	215	215	230	－
利用希望者		142	106	85	86	－

取組状況	幼保一元化による幼保連携型認定こども園の整備等を進め、多様化する保育ニーズに合った受入環境の整備として、令和２年に公立１園（はりま一宮こども園）、５年に私立１園（宍粟わかば）、６年に私立１園（まあるこども園）開設しました。
評価・課題等	地域ごとの保育ニーズに合わせて、受入環境の整備ができており、サービスの確保に向けて計画的な事業展開ができています。

■教育事業【２号認定】（３～５歳児・保育所部分）

（単位：人）

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
計画値	量の見込み	505	445	415	516	500
	確保の内容	505	445	415	562	557
実績値		592	588	583	578	-
利用希望者		592	573	549	523	-

取組状況	保育を必要とする子どもの数は、当初見込んでいた計画値を上回る値で推移していましたが、少子化とともに利用希望者は減少傾向となっています。 一方で、少子化の進行や共働き世帯の増加など、子育て世帯を取り巻く環境が大きく変化するなかで、多様化する保育ニーズに対応するため、幼保連携型認定こども園を令和２年に１園（はりま一宮こども園）、５年に１園（宍粟わかば）、６年に１園（まあるこども園）開設しました。
評価・課題等	地域ごとの保育ニーズに合わせて、受入環境の整備ができており、共働き家庭の増加など子育て世帯を取り巻く環境の変化に対応した事業展開ができています。

■教育事業【３号認定】（０歳児・保育所、こども園、地域型保育）

（単位：人）

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
計画値	量の見込み	25	25	24	17	16
	確保の内容	25	25	24	72	69
実績値		72	72	72	72	-
利用希望者		96	79	74	71	-

取組状況	出生数は年々減少しているものの、共働き世帯の増加とともに保育を必要とする子ども（０歳児）は高い値で推移しました。０歳児の受入れには、子ども３人に１人の保育士の配置が必要であり、保育ニーズに対応するため、保育士の確保に努めました。
評価・課題等	保育ニーズに合わせて適切なサービスの提供体制を確保できています。今後も保育の低年齢化が予測されることから、引き続き保育士等の確保に努める必要があります。

■教育事業【３号認定】（１・２歳児・保育所、こども園、地域型保育）

（単位：人）

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
計画値	量の見込み	233	240	240	246	235
	確保の内容	233	240	240	290	277
実績値		310	304	299	294	－
利用希望者		324	308	288	270	－

取組状況	出生数は年々減少しているものの、共働き世帯の増加とともに保育を必要とする子ども（１・２歳児）は見込みを上回る値で推移しました。計画期間においては、保育士等の増員やこども園の開設等により対応を進めてきました。
評価・課題等	出生数は減少傾向にあるものの、共働き世帯の増加等による影響で利用希望者は一定数を推移しています。受入体制を維持するため、引き続き保育士等の確保に努める必要があります。

基本施策２　多様な保育サービスの充実

②時間外保育事業（延長保育事業）

（単位：実人数／年）

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
計画値	量の見込み	149	142	134	129	128
	確保の内容	149	142	134	129	128
実績値		81	74	76	81	-
利用希望者		81	74	76	81	-

取組状況	時間外保育事業は、私立保育所４園と私立こども園４園、公立こども園３園で実施しています。公立のこども園では、7時30分～18時30分の11時間を標準保育時間とし、18時30分～19時の30分間を延長保育として実施しています。 利用実績は、当初の見込みを下回って推移しました。
評価・課題等	ほぼすべての保育所とこども園で提供体制が整えられたことにより、保護者の選択肢が増えサービスの充実につながりました。

③放課後児童健全育成事業（学童保育事業）

（単位：実人数／年）

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
計画値	量の見込み	277	264	259	401	369
	確保の内容	277	264	259	516	516
実績値		282	339	335	365	-
利用希望者		282	339	335	365	-

取組状況	学童保育事業はすべての小学校区で実施しています。 少子化の進行とともに児童数は年々減少していますが、保護者の就労状況の変化等により、学童保育のニーズは増加傾向で推移しています。受入体制の確保に向け、支援員の確保・育成に取り組みました。
評価・課題等	地域ニーズに合わせて定員確保に努めていますが、学校ごとに必要とされる定員規模も異なるため、実施場所や支援員の確保に引き続き課題があります。

④一時預かり事業

■幼稚園型（幼稚園、こども園の１号認定を対象とした一時預かり）

（単位：延人数／年）

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
計画値	量の見込み	7,666	6,983	6,373	6,187	6,197
	確保の内容	7,666	6,983	6,373	6,187	6,197
実績値		5,592	2,962	929	1,621	-
利用希望者		5,592	2,962	929	1,621	-

取組状況	１号認定を対象とした一時預かり事業は、令和６年度現在において、幼稚園２園とこども園７園で実施しています。 本事業は、保育室と職員の確保に課題がありますが、幼保一元化によるこども園の整備により受入環境を整えることで、午後の預かりへのニーズに対応しました。また、令和５年度には波賀幼稚園において在園児の午後の預かりを開始しました。
評価・課題等	午後の預かりの実施など、保育ニーズに対応したサービスの提供ができています。コロナ禍における一時的な利用控え等もありましたが、今後は少子化などもふまえてニーズ量を検討する必要があります。

■幼稚園型以外（未就園児を対象とした一時預かり）

（単位：延人数／年）

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
計画値	量の見込み	1,322	1,263	1,195	1,155	1,136
	確保の内容	1,322	1,263	1,195	1,155	1,136
実績値		518	524	436	418	-
利用希望者		518	524	436	418	-

取組状況	未就園児を対象とした一時預かり事業は、令和６年度現在において私立保育所３園とこども園７園で実施しています。保育を必要とする子どもの低年齢化とともに、自宅で過ごす乳幼児が減少傾向にあるため、当初の計画を大きく下回る利用実績になっています。
評価・課題等	利用実績は下回っているものの、急な用事や子育て疲れによる一時的な利用など、今後も利用ニーズが見込まれることから、引き続きサービスの提供体制の確保に努める必要があります。

⑤病児・病後児保育事業

（単位：延人数／年）

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
計画値	量の見込み	476	454	431	117	112
	確保の内容	476	454	431	117	112
実績値		57	158	141	360	－
利用希望者		57	165	151	404	－

取組状況	令和元年 10 月に公立による病児・病後児保育施設（１か所）を開設しました。新たに実施する事業であったことから、保育所やこども園、子育て支援センター、市公式サイト等を通じた広報活動に努め、利用者数は徐々に増加しています。
評価・課題等	１日あたりの利用定員は３人であり、感染症が流行する時期は利用できない場合もあるため、受入体制の確保に課題があります。 公立宍粟総合病院の移転計画に伴い、病児保育事業についても移転整備を進める必要があることから、継続的な提供体制の確保に向けて計画的に取り組んでいく必要があります。

基本施策３　実費徴収に係る補足給付を行う事業

⑥実費徴収に係る補足給付を行う事業

取組状況 評価・課題等	令和２年度に対象者が１人おり、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用について助成しました。 令和３～６年度では対象者はありませんでした。

基本施策４　多様な事業者の参入促進・能力活用事業

⑦多様な事業者の参入促進・能力活用事業

取組状況 評価・課題等	多様な事業者の新規参入を支援する取組の一つとして、私立こども園を対象に、特別な支援を必要とする子どもの受入れに際して、必要となる保育教諭等の加配に係る経費の一部を支援しています。

基本目標２　安心して子どもを産み育てる環境づくり

基本施策５　子ども、保護者、関係機関の連携の支援

⑧利用者支援事業

（単位：類型）

			令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
計画値	量の見込み		2	2	2	2	2
	確保の内容	基本型	1	1	1	1	1
		母子保健型	1	1	1	1	1
実績値			2	2	2	2	－

取組状況	母子保健や他の事業と連携を取りながら、妊娠期から子育て期（主に就学前）まで包括的で切れ目のない支援に努めています。 基本型は、子育て相談員によって、子育てに関する相談や子育て情報の提供等を行い、母子保健型は、関係機関と連携しながら、支援が必要な母子に母子保健コーディネーター（保健師）が支援を行っています。 令和６年４月には、児童福祉と母子保健の機能を合わせ持った宍粟市こども家庭支援センターを立ち上げ、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的な相談支援体制を整備しました。
評価・課題等	一体的な相談支援体制のもとで円滑な運営ができています。子どもや子育てに関する問題が複雑化するなか、今後も利用しやすい環境を整え、支援体制の充実に向け取り組む必要があります。

基本施策６　赤ちゃんの健やかな成長と、安心な妊娠・出産の支援

⑨乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業・新生児訪問事業）

（単位：実人数／年）

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
計画値	量の見込み	199	193	185	177	170
	確保の内容	199	193	185	177	170
実績値		178	200	188	139	-
利用希望者		178	200	188	139	-

取組状況	すべての乳児を対象に保健師による乳児健診までの家庭訪問（新生児訪問）を実施しています。保護者とともに里帰りしている乳児には、里帰り先の母子保健担当者と連携し、母子がどこにいても家庭訪問が受けられる支援体制を整えています。
評価・課題等	母子の状況を的確に把握し、子育て情報の提供や養育環境にあったサービスにつなげる事業展開ができています。

⑩妊婦健康診査事業

（単位：延回数／年）

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
計画値	量の見込み	2,349	2,279	2,184	2,090	2,007
	確保の内容	2,349	2,279	2,184	2,090	2,007
実績値		1,973	1,981	1,843	1,595	-
利用希望者		1,973	1,981	1,843	1,595	-

取組状況	母子健康手帳交付時に 14 回 93,000 円分の妊婦健診助成券を交付し、安心して継続的に妊婦健診が受けられる環境を整備しています。また、県外で妊婦健診を受けられる方には償還払いによる支援制度を実施しています。
評価・課題等	経済的な状況に関係なく安心して妊婦健診を受けられ、安心・安全な妊娠期を過ごせるよう、継続的な支援に努める必要があります。

基本目標３　子育て環境をみんなで支える体制づくり

基本施策７　社会的支援が必要な子ども・家庭への支援

⑪子育て短期支援事業

（単位：延人数／年）

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
計画値	量の見込み	7	7	7	7	7
	確保の内容	7	7	7	7	7
実績値		1	0	0	0	-
利用希望者		1	0	0	0	-

取組状況	必要となった時に確実にサービスが利用できるように、近隣市町にある複数の児童養護施設等と委託契約を締結し、実施体制を確保しています。保護者等から相談があったときには、子ども家庭支援センターの母子保健担当の保健師、利用者支援事業の母子保健コーディネーター、家庭児童相談室、教育委員会等が連携して支援にあたっています。
評価・課題等	利用者希望者がいない状況が継続していますが、今後も保護者の疾病等で支援が必要となったときに円滑にサービスを提供できる体制を確保しておく必要があります。

⑫養育支援訪問事業

（単位：実人数／年）

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
計画値	量の見込み	5	5	5	5	5
	確保の内容	5	5	5	5	5
実績値		0	0	0	0	-
利用希望者		0	0	0	0	-

取組状況	養育支援訪問としての家事支援等の実施がなかったため、実績値はゼロとなっています。母子保健としての相談支援が必要な家庭には、保健師が訪問し相談や指導を実施します。
評価・課題等	家事支援者は専門研修の受講が要件となっているため、支援事業者の確保が難しい状況となっています。 令和６年４月の改正児童福祉法の施行により、家事支援業務が分割され新たに「子育て世帯訪問支援事業」として法定化されたことから、今後本事業は、相談指導を中心に実施し、新事業と連携した取組を推進する必要があります。

基本施策８　地域での子育て支援

⑬地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

（単位：延組数／月）

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
計画値	量の見込み	713	718	708	682	653
	確保の内容	713	718	708	682	653
実績値		329	330	447	493	-
利用希望者		329	330	447	493	-

取組状況	市内４か所の子育て支援センターにおいて、子育て世帯の交流事業や子育て相談、親子活動などに取り組みました。令和２～３年度には新型コロナウイルス感染症の影響で事業を縮小したため、利用者が一時的に減少しました。
評価・課題等	子育て中の親子の交流等を通じて、子育ての不安感の緩和と子どもの健やかな成長を促すため、親子が気軽に楽しく利用できる環境を維持し、引き続き子育て支援機能の充実に向けた取組を推進する必要があります。

⑭ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）

（単位：延人数／年）

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
計画値	量の見込み	299	284	275	545	518
	確保の内容	299	284	275	545	518
実績値		366	678	428	802	-
利用希望者		429	684	434	808	-

取組状況	援助内容は、学校から習い事等への送迎や学童保育後の預かりでの利用が大半を占めています。少子化により児童数は減少傾向にありますが、共働き世帯の増加などにより当初の見込みを超える利用実績となりました。
評価・課題等	まかせて会員の確保に努めサービスの維持向上が図られてます。高齢化による支援者の退会等の影響もあり、まかせて会員の担い手不足が課題となっています。

基本目標４　健やかな子どもをはぐくむ環境づくり

基本施策９　就学前教育・保育の環境整備

❶「宍粟市幼保一元化推進計画」の推進及び質の高い教育・保育の一体的提供

取組状況	平成 21 年度から幼稚園・保育所の幼保一元化を進めてきました。幼保一元化計画により市内７つの中学校区のうち５つの中学校区において幼稚園と保育所の再編を行い、少子化の影響により整備をしない方針となった２つの中学校区では、幼稚園において３年保育・給食・あずかり保育を導入しました。 また、質の高い教育・保育を一体的に提供するため、幼児教育と保育に関する知識やスキルを合わせ持った職員の配置に努めてきました。
評価・課題等	就学前教育・保育環境の構築に向けて、計画的に事業を実施されています。引き続き、社会環境や保育ニーズに合わせ、教育・保育環境の充実に向けた取組を検討していく必要があります。

❷質の高い教育・保育の提供に向けた職員研修の充実

取組状況	保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育保育要領・幼稚園教育要領の改訂により質の高い教育・保育が求められており、市内外の研修機関等においてさまざまな研修に取り組んでいます。 保育者は、よりよい教育・保育を提供するために、子どもの内面理解を深めることが問われており、外部や園内での研修を重ねながら、内面理解を図り、質の向上に努めてきました。 また、「しそう幼児教育支援事業」として、実践モデル園における公開保育や小学校への円滑な接続のためのカリキュラム研究など公民合同研修を通じて教諭・保育士等の資質向上に取り組みました。
評価・課題等	さまざまな研修テーマや専門的なカリキュラムを導入しながら、質を高めるための取組ができています。 子どもの健やかな成長のためには、職員の教育・保育に関する能力や資質の向上が大切です。質の高い教育・保育の提供に向けて、引き続き、職員の育成に取り組んでいく必要があります。

基本施策 10　新・放課後子ども総合プランの推進

❸新・放課後子ども総合プランの推進

取組状況	国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、学童保育所と放課後子ども教室の一体型あるいは連携型として整備するなど、学童保育所と放課後子ども教室との連携に努めました。
評価・課題等	国の「新・放課後子ども総合プラン」は終了しましたが、引き続き計画的な放課後児童対策の推進が求められています。今後、状況に応じて取組方針の検討も必要となります。

基本施策 11　特別な配慮が必要な子どもへの支援

❹保育士等の加配による教育・保育の提供体制の整備

取組状況	特別支援教育・保育会議の開催により、特別な支援を必要とする子どもの状況に応じて、保育士の加配を実施しました。
評価・課題等	保育士不足等の影響により、加配判定されたものの加配が実施できない私立園所もあるため、保育士の確保についての課題があります。

❺外国につながる子どもやその保護者への支援体制の整備

取組状況	海外から帰国した幼児や外国籍の幼児等、外国につながる子どもやその保護者に対して、保護者の使用可能な言語に配慮した案内を行うなど、子育て支援に関する情報提供を行いました。
評価・課題等	幼児については、日々の保育の中ですぐに馴染める傾向がありますが、保護者については、文化の違い等から園の保育体制や決まりごと等が伝わりにくい場面がみられるため、入園までの案内だけではなく、入園後のサポートなどの検討も必要です。

❻子どもの貧困対策の推進

取組状況	生活困窮者自立支援事業として、小学生と中学生を対象に、長期休暇中や平日夜間において学習支援を実施しています。また、社会福祉協議会と連携した食の支援活動やひとり親家庭の相談会の開催、兵庫県の就学資金貸付制度の活用に向けた相談支援、市内５か所においてボランティアで実施いただいている子ども食堂や学習支援活動への運営支援などを実施しています。
評価・課題等	子どもの貧困が社会問題化するなか、社会福祉協議会や NPO 法人、地域等との連携を強化し、課題解決に向け取り組んでいく必要があります。

❼関係機関の連携による一体的な支援環境の整備

取組状況	教育・保育の分野では、特別支援教育・保育会議を開催し、主治医の診断や意見に加えて、日常的に児童と関わりのある園所長や保育教諭、保健師等が連携して、必要な支援についてケース検討を行っています。 また、家庭の事情等で困難な問題を抱える子どもたちには、子育て支援課や教育委員会の関係機関、県こども家庭センター、警察署等が連携し、状況把握と情報共有に努め、必要な支援が確実に届けられる体制を整えています。
評価・課題等	子どもや子育てを取り巻く環境は、今後、さらに多様化・複雑化することが予測されます。さまざまな支援を必要とする子どもが、家庭や地域で安心して生活できるよう、子どもや保護者の声を聴きながら必要な支援を適切に実施する必要があります。

第４章　主要課題のまとめ

子どもや子育てを取り巻く環境の変化、アンケート調査結果、既存計画の事業評価の結果をふまえ、次のとおり主要課題をとりまとめました。

１．子育て世帯の環境の変化

①出生数は減少傾向にあります（統計調査）
②核家族化が進行しています（統計調査）
③母親の就労割合が高まっています（アンケート調査）
④父親の育児参加に増加の兆しがあります（アンケート調査）

〈施策検討の方向性〉

●子どもの数は今後も減少する傾向にあり、少子化対策と連動して「子どもを産み育てたい」と思えるような質の高い子育て施策の展開が求められています。
●核家族化の進行や母親の就労割合の高まりによって、家庭内保育力の低下が懸念されるなか、幼児教育・保育、多様な保育サービスは、今後も重要性を増すことが予測されます。
●父親の育児参加は、増加の兆しがありますがその伸びは未だ緩やかです。社会の意識改革や事業所での子育て支援の取組を促進するための啓発等が望まれます。
●保護者に寄り添った質の高い子育て施策の展開と、サービスの活用促進に向けた情報発信や啓発、子育て負担を緩和するための申請手続きのデジタル化など、子育てしやすい環境を整えるための取組を推進する必要があります。

２．保育ニーズの多様化

①保育所等を利用する割合は増加しています（アンケート調査）
②低年齢からの保育ニーズが高まっています（アンケート調査）
③母親の就労割合が高まっています（アンケート調査）

〈施策検討の方向性〉

●２号認定や３号認定による保育の利用希望世帯の割合が増加傾向にあるため、受入体制の確保に向け、必要に応じて、環境整備や人材の確保策などの検討が必要となります。
●母親の就労割合の高まりによる保育ニーズの変化に対応するため、一時保育や病児・病後児保育などの適切な実施が求められています。
●社会環境の変化とともに、保育ニーズの多様化や保育の低年齢化が進むなか、子育て世帯が必要とするサービスを確実に利用できるよう、サービスの提供体制の確保に向けた取組を推進する必要があります。

３．学童保育事業の需要への対応

①母親の就労割合が高まっています（アンケート調査）
②就学前児童のいる世帯の多くが就学後に学童保育の利用を希望しています（アンケート調査）
③学童保育の利用時間の延長を希望している世帯もあります（アンケート調査）

〈施策検討の方向性〉

●共働き世帯の増加等とともに、学童保育は子育て支援に欠かせない重要な施策となっています。
●学童保育事業の社会的定着が進むなか、学童保育を必要とする児童を確実に受入れできる体制を整備するため、実施場所の確保や支援員の確保・育成に向けて継続的に取り組んでいく必要があります。

４．地域における子育て支援

①核家族化が進行しています（統計調査）
②日常的に祖父母等のサポートを受けている世帯は、約４割となっています（アンケート調査）
③緊急時に祖父母等のサポートを受けている世帯は、就学前児童で約６割、小学生児童で約５割となっています（アンケート調査）

〈施策検討の方向性〉

●半数程度の世帯が祖父母等の親族からのサポートがない状態で子育てを行っており、特に核家族世帯やひとり親世帯の家庭内保育力の低下が懸念されます。
●子育て支援を必要とする世帯がサービスを活用できるよう、情報発信の強化に努める必要があります。
●子育てや育児、生活面での不安や悩みを気軽に相談できる相談体制や相談ツールの充実のほか、母子保健を中心とした相談支援等にも継続的に取り組む必要があります。
●祖父母等と離れて暮らす世帯の子育て負担と不安の緩和に向けて、地域における身近な支援者を増やしていくための取組を推進していく必要があります。

５．新たな課題への対応

児童虐待の相談対応件数の全国的な増加など、子育てに困難を抱える世帯が顕在化しているなか、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和４年法律第 66 号）が施行され、地域子ども・子育て支援事業として、家庭を訪問し家事や育児の支援を行う「子育て世帯訪問支援事業」、居場所の提供や生活習慣の形成等の支援を行う「児童育成支援拠点事業」、親子関係の円滑な関係づくり等の支援を行う「親子関係形成支援事業」が新たに創設されました。加えて、急速な少子化と人口減少に歯止めをかけるため、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和６年法律第 47 号）が交付され、地域子ども・子育て支援事業として、出産前後において妊婦等の相談支援を行う「妊婦等包括相談支援事業」、就労要件等を問わず柔軟な保育を行う「乳児等通園支援事業」、出産後の母体や乳児のケアを行う「産後ケア事業」が新たに創設されました。これらの新規事業については、今回の法改正の趣旨をふまえ、適切なニーズ把握に努め、事業の実施に向けて検討を進める必要があります。

また、児童虐待やヤングケアラー問題、子どもの貧困、不登校など、困難な問題を抱える子どもや子育て世帯が顕在化しているなか、関係機関や地域との連携のもと包括的な支援体制を整え、対象となる子どもや子育て世帯への適切な支援と見守りの実施に努めていく必要があります。

第５章　基本理念と施策体系

１．基本理念

つながり　はぐくみ　子どもが輝くまち

宍粟市の豊かな自然や文化等あらゆる環境や地域のつながりのなかで、「子どもの最善の利益」が実現され、子どもの育ちとともに親の育ちを一体的に支え、一人ひとりの子どもが健やかに、幸せに成長することができるよう、子ども・子育て支援を推進します。

２．基本目標

基本目標　１

子どもの
成長を支える
基盤づくり

基本目標　２

安心して
子どもを産み育てる
環境づくり

基本目標　３

子育て環境を
みんなで支える
体制づくり

基本目標　４

健やかな
子どもをはぐくむ
環境づくり

○ 保育事業の量の確保を図り、待機児童数ゼロの維持と継続に努めるとともに、多様な保育サービスの充実に向け取り組みます。

○ こども家庭支援センターを中心とした切れ目のない支援に努めるとともに、引き続き子育てに関する相談や情報提供など相談体制の充実に取り組みます。

○ それぞれの状況に応じた細やかな支援に向けて、母子保健と児童福祉の連携を図るとともに、地域での子育て支援の充実に取り組みます。

○ 教育・保育の質の向上を図るとともに、放課後の安全な居場所づくりの推進、特別な配慮が必要な子どもたちへの支援に取り組みます。

３．施策体系

つながり　はぐくみ　子どもが輝くまち

子どもの成長を支える基盤づくり	▸ 就学前教育・保育の充実 ▸ 多様な保育サービスの充実 ▸ 実費徴収に係る補足給付 ▸ 多様な事業者の参入促進・能力活用	① 幼稚園・保育所・こども園・地域型保育 ② 時間外保育事業（延長保育事業） ③ 放課後児童健全育成事業（学童保育事業） ④ 一時預かり事業 ⑤（新） 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） ⑥ 病児・病後児保育事業 ⑦ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑧ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
安心して子どもを産み育てる環境づくり	▸ 子ども・保護者・関係機関の連携 ▸ 赤ちゃんの健やかな成長と安心な妊娠・出産の支援	⑨ 利用者支援事業 ⑩ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業・新生児訪問指導） ⑪ 妊婦健康診査事業 ⑫（新） 妊婦等包括相談支援事業 ⑬（新） 産後ケア事業
子育て環境をみんなで支える体制づくり	▸ 社会的支援が必要な子ども・家庭への支援 ▸ 地域ぐるみの子育て支援	⑭ 子育て短期支援事業 ⑮ 養育支援訪問事業 ⑯（新） 子育て世帯訪問支援事業 ⑰（新） 児童育成支援拠点事業 ⑱（新） 親子関係形成支援事業 ⑲ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業） ⑳ ファミリー・サポート・センター事業（就学児）
健やかな子どもをはぐくむ環境づくり	▸ 就学前教育・保育の環境整備 ▸ 放課後児童対策の推進 ▸ 特別な配慮が必要な子どもへの支援	❶ 質の高い教育・保育環境の整備 ❷ 質の高い教育・保育の提供に向けた職員研修の充実 ❸ 放課後児童対策の推進 ❹ 保育士等の加配による教育・保育の提供体制の整備 ❺ 外国籍等の子どもやその保護者への支援体制の整備 ❻ 困難な問題を抱える子どもたちへの支援体制の充実 ❼ 関係機関の連携による一体的な支援環境の整備

●こども未来戦略「こども・子育て支援加速化プラン」の推進　●子育てＤＸの推進

第６章　事業計画

１．量の見込みの算出方法

① 教育・保育提供区域

宍粟市全域を１圏域として設定

② 量の見込みの算出方法

・子ども・子育て支援法で定める「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」は、国の「第３期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方（改訂版）」に基づき算出します。

・令和５年度に実施した「アンケート調査」の結果、第２期計画期間における事業の利用実績及び将来の子ども人口推計（コーホート変化率法による推計）に基づき、総合的に勘案して量の見込みを設定します。

２．施策の展開

（１）共通施策

【こども未来戦略「こども・子育て支援加速化プラン」の推進】

国のこども未来戦略（令和５年 12 月 22 日閣議決定）「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）が公布され、順次施行することとされました。

改正法では、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、すべての子ども・子育て世帯を対象とした支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるなど、急速な少子化と人口減少に歯止めをかけるための施策や制度が規定されました。

本市においても、法改正の趣旨に則りこれらの施策や制度の着実な実施に努め、国県と一丸となって少子化対策の実現に向けた取組を推進します。

【子育て DX の推進】

子育てに関する情報取得や申請手続きなどの利便性を向上させることは、子育て環境の充実につながるものと考えられます。

第３期計画においては、子育てアプリなどインターネットを活用した子育て支援を充実させるとともに、先進事例等を研究しデジタル技術の活用に向けた取組を推進します。

既存の情報発信分野だけでなく、子育て相談や各種申込み、行政手続きなどのデジタル化を推進することで、手続き等の負担感の緩和と子育てや家庭での時間を確保し、ゆとりをもって子育てできる環境整備に取り組みます。

（２）個別施策

【就学前教育・保育の充実】

① 幼稚園・保育所・こども園・地域型保育

〈認定区分と対象施設〉

対象施設	保育の必要性	認定区分	対象年齢
幼稚園 こども園（幼稚園利用）	なし	１号認定	３～５歳
	あり	２号認定 (※)	
保育所 地域型保育 こども園（保育所利用）	あり	２号認定	
	あり	３号認定	０～２歳

※２号認定のうち、幼稚園教育を希望する児童

〈量の見込み〉

■教育ニーズ（１号認定・２号認定（幼稚園教育の利用希望が強い））

（単位：人）

項目		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		95	96	88	83	74
②確保の内容	幼稚園・こども園	168	182	182	182	182
②－①		73	86	94	99	108

■保育ニーズ（２号認定（保育の利用希望が強い））

（単位：人）

項目		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		453	438	401	380	338
②確保の内容	保育所・こども園	544	499	499	499	499
	地域型保育事業	－	0	0	0	0
②－①		91	61	98	119	161

■保育ニーズ（３号認定）

（単位：人）

項目		令和７年度			令和８年度		
		０歳	１歳	２歳	０歳	１歳	２歳
①量の見込み		66	113	154	61	117	116
②確保の内容	保育所・こども園	66	114	160	61	111	151
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
②－①		0	1	6	0	△6	35

項目		令和９年度			令和 10 年度		
		０歳	１歳	２歳	０歳	１歳	２歳
①量の見込み		56	109	119	52	101	112
②確保の内容	保育所・こども園	61	111	151	61	111	151
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
②－①		5	2	32	9	10	39

項目		令和 11 年度		
		０歳	１歳	２歳
①量の見込み		47	93	104
②確保の内容	保育所・こども園	61	111	151
	地域型保育事業	0	0	0
②－①		14	18	47

〈取組方針〉

幼児期は、遊びや生活を通して人格形成の基礎を培い、生きる力をはぐくむ大切な時期です。幼稚園・保育所・こども園では、さまざまな環境のなかで、主体的に活動し、仲間と一緒に生活する喜びや楽しさを味わい、自己肯定感を高めていけるよう「しそうこども指針」に基づいて、年齢に合わせた幼児教育・保育を行います。

少子化が進行する一方で、共働き世帯の増加等により保育を必要とする子どもは増加傾向にあります。本市の就学前児童を取り巻く状況をふまえ、利用者のニーズに沿った環境の整備を推進するとともに、待機児童数ゼロの維持・継続をめざしサービスの提供体制の確保に努めます。

地域型保育事業（小規模保育事業等）については、引き続き保護者のニーズを把握しながら、必要性について検討します。

また、保育の低年齢化が進むなか、３号認定（０～２歳）の保育ニーズの把握に努め、サービスの提供体制の確保に向けた検討を進めます。

【多様な保育サービスの充実】

② 時間外保育事業（延長保育事業）

保護者の就労形態等の事情で在園児を対象に、保育時間（標準 11 時間、短時間８時間）を超え保育する事業です。

（単位：実人数／年）

項目	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	70	65	61	57	52
②確保の内容	70	65	61	57	52
②－①	0	0	0	0	0

〈取組方針〉

時間外保育事業は、市内のほぼすべての保育所とこども園で提供しています。保育ニーズを適切に把握し、必要な人員の確保と施設間の連携により提供体制の確保に努めます。

③ 放課後児童健全育成事業（学童保育事業）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、適切な活動や遊びの場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

（単位：実人数／年）

項目		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	１年生	118	106	96	89	96
	２年生	112	117	106	97	89
	３年生	124	113	118	106	97
	４年生	29	25	23	24	21
	５年生	29	29	25	23	24
	６年生	28	29	29	24	23
	合計	440	419	397	363	350
②確保の内容		440	419	397	363	350
②－①		0	0	0	0	0

〈取組方針〉

学童保育事業は、市内すべての小学校区で対象者が利用できる体制を整備し実施しています。放課後の居場所としての重要性と共働き世帯等の保育ニーズの高まりをふまえ、必要とする児童が確実に利用することができるよう、引き続き実施場所の検討や支援員の確保に努めます。

また、支援員の育成や保育環境の整備等を推進し、利用する児童が心身ともに健やかに成長できるよう支援します。

④ 一時預かり事業

家庭において保育を行うことが一時的に困難となった就学前児童について、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

■幼稚園型（幼稚園・こども園の１号認定の子どもを対象とした一時預かり）

（単位：延人数／年）

項目		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
幼稚園型	①量の見込み	2,106	2,034	1,865	1,764	1,572
	②確保の内容	2,106	2,034	1,865	1,764	1,572
	②－①	0	0	0	0	0

■幼稚園型を除く（未就園児を対象とした一時預かり）

（単位：延人数／年）

項目		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
幼稚園型を除く	①量の見込み	374	349	327	306	277
	②確保の内容	374	349	327	306	277
	②－①	0	0	0	0	0

〈取組方針〉

一時預かり事業は、幼稚園２園とこども園７園で実施しています。学校行事や就労など、家庭での保育が一時的に困難となった場合に利用できるサービスです。保育士の確保策を検討しながら、保育を必要とする子どもが安心して利用することができるよう、引き続きサービス提供体制の確保に努めます。

⑤ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）　【新規】

保育所等を利用していない３歳未満の子どもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず時間単位で柔軟に保育を実施する事業です。

子ども・子育て支援法の改正により、令和８年４月から新たな給付事業として始まります。

（単位：定員数）

項目		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
０歳児	①量の見込み	－	1	1	2	2
	②確保の内容	－	1	1	2	2
	②－①	－	0	0	0	0
項目		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
１歳児	①量の見込み	－	1	1	1	1
	②確保の内容	－	1	1	1	1
	②－①	－	0	0	0	0
項目		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
２歳児	①量の見込み	－	1	1	1	1
	②確保の内容	－	1	1	1	1
	②－①	－	0	0	0	0

※令和８～９年度は月３時間、10～11年度は月10時間までの利用を想定し量の見込みを算出

〈取組方針〉

令和８年度からの事業実施に向けサービスの提供体制の確保に努めます。

現時点において未実施の事業であるため、早期の実施体制確保に向けて、他市町のモデル事業を参考に事業者等との調整を行うとともに、サービスを提供するうえで必要となる保育人材の確保策についての検討を進めます。また、実施にあたっては、市内の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備します。

新規事業のため、必要に応じて計画の中間年に量の見込みと確保の内容を見直すこととします。

⑥ 病児・病後児保育事業

児童が病気等により学校園所での集団生活が困難であり、保護者が就労等により家庭での保育ができない場合に、児童を預かり、保護者の子育てと就労等の両立を支援する事業です。

（単位：延人数／年）

項目	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	400	421	439	456	450
②確保の内容	400	421	439	456	450
②－①	0	0	0	0	0

〈取組方針〉

病児・病後児保育事業は、市内１か所で実施し、サービスの定着とともに利用人数は徐々に増加しています。特に幼児期は、急な発熱など子どもの体調が不安定な時期でもあります。子育てと就労等の両立支援に向け、必要とする児童が利用できるよう、サービスの提供体制の確保に努めます。

また、新たな病児保育施設の整備に関しては、令和９年度の開設を目標に計画的な施設整備を推進し、病児・病後児保育事業の持続的な提供体制の確保とサービスの拡充を図ります。

【実費徴収に係る補足給付を行う事業】

⑦ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品や文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事の参加に要する費用等を助成する事業です。

〈取組方針〉

必要に応じて、助成を必要とする対象者へ支援を行います。

【多様な事業者の参入促進・能力活用事業】

⑧ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の新規参入を支援するほか、私立こども園における特別な支援を必要とする子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。

〈取組方針〉

個々の事業者の状況に応じて支援を行います。

【子ども、保護者、関係機関の連携】

⑨ 利用者支援事業

子どもまたは保護者の身近な場所で、教育・保育施設や子育て支援事業等の情報提供や相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

また、妊娠期から子育て期にわたるまでの保健師等の専門的見地からの切れ目のない支援のほか、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目のない対応など、子どもや家庭に寄り添った相談支援体制を構築する事業です。

基本型とこども家庭センター型の２類型で実施しています。

（単位：類型）

項目		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		2	2	2	2	2
② 確保の内容	基本型	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
②－①		0	0	0	0	0

〈取組方針〉

子どもや保護者の身近な場所として、こども家庭支援センターを設置し、子育てに関する情報提供を行うとともに、誰でも気軽に相談できる体制づくりに努めます。

妊娠期や子育て中の不安感や悩みの軽減とさまざまな問題を抱えて孤立する家庭を支援するため、母子保健や子どもに関係する部署との連携を図りながら、包括的で切れ目のない支援を推進します。

【赤ちゃんの健やかな成長と安心な妊娠・出産の支援】

⑩ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業・新生児訪問指導）

生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問（新生児訪問を含む）し、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。

（単位：実人数／年）

項目	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	140	130	121	111	101
②確保の内容	140	130	121	111	101
②－①	0	0	0	0	0

〈取組方針〉

乳児がいる家庭に保健師等が訪問し、子育て支援情報の提供と養育環境を把握し、必要な支援につなげます。

また、母子ともに里帰りしている乳児には、里帰り先の母子保健担当者と連携し、母子がどこにいても状況を把握できる支援体制づくりを推進します。

⑪ 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持増進を図り、安心・安全な妊娠、出産に資するために適切な健診を行う事業です。

（単位：延回数／年）

項目	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,536	1,462	1,352	1,241	1,130
②確保の内容	1,536	1,462	1,352	1,241	1,130
②－①	0	0	0	0	0

〈取組方針〉

妊婦の健康管理の充実と経済的不安の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができるよう、全世帯に対して妊婦健康診査費用の助成に引き続き取り組みます。

⑫ 妊婦等包括相談支援事業　【新規】

妊婦等に対して面談等を行い、妊婦等の心身の状況や妊婦等が置かれている環境等の把握を行い、母子保健や子育てに関する情報の提供や相談その他の援助を行う伴走型支援事業です。

（単位：面談件数／年）

項目	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	269	250	231	212	193
②確保の内容	269	250	231	212	193
②－①	0	0	0	0	0

〈取組方針〉

妊娠届出時、妊娠８か月前後（面談希望者を対象）、出生後４か月前後の計３回を基本に、出産や育児等の見通しを立てるための面談等を実施するとともに、継続的な情報発信や必要な支援につなぐための伴走型相談支援を実施します。

⑬ 産後ケア事業　【新規】

出産後１年以内の母子支援として、一定期間、医療機関等において、宿泊や通所、助産師等の訪問により、母体の休養と体力の回復、母体や乳児のケアを実施する事業です。

子ども・子育て支援法の改正により、母子保健法の規定に基づき実施していた産後ケア事業が地域子ども・子育て支援事業として位置付けられました。

（単位：件／年）

項目		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
宿泊ケア	①量の見込み	6	6	6	6	6
	②確保の内容	6	6	6	6	6
	②－①	0	0	0	0	0
項目		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
通所ケア	①量の見込み	2	2	2	2	2
	②確保の内容	2	2	2	2	2
	②－①	0	0	0	0	0
項目		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
訪問ケア	①量の見込み	8	8	8	8	8
	②確保の内容	8	8	8	8	8
	②－①	0	0	0	0	0

〈取組方針〉

支援を必要とするすべての母子が利用できるよう、引き続き実施体制の維持・確保に努めます。

【社会的支援が必要な子ども・家庭への支援】

⑭ 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭での児童の養育が一時的に困難な場合に、児童養護施設等で一時的に児童を預かり、児童と家庭の福祉の向上を図るための事業です。

（単位：延人数／年）

項目	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	7	7	7	7	7
②確保の内容	7	7	7	7	7
②－①	0	0	0	0	0

〈取組方針〉

支援が必要となった場合に確実にサービスを利用できるよう、児童養護施設等の協力機関の確保に努めます。

また、保護者等から相談があったときには、母子保健担当や家庭児童相談室、教育部局等とも連携し、育児不安の解消に向けた細やかな支援を実施します。

⑮ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対し、訪問等により養育に関する指導・助言を行うことにより、適切な養育の実施を確保する事業です。

（単位：実人数／年）

項目	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	5	5	5	5	5
②確保の内容	5	5	5	5	5
②－①	0	0	0	0	0

〈取組方針〉

乳児家庭全戸訪問やその他の事業で把握した養育支援が特に必要と認められる児童や保護者、妊婦等を対象に、適切な養育が行われるよう、訪問による相談や指導等の支援を実施します。

⑯ 子育て世帯訪問支援事業　【新規】

虐待リスク等の高まりを未然に防ぐため、家事や子育て等に対して不安や負担を感じる家庭や妊産婦、ヤングケアラー等がいる居宅等にヘルパーを派遣し、家事や育児の支援を実施する事業です。

令和６年４月の改正児童福祉法の施行により、新たに本計画に加わった事業です。

（単位：延人数／年）

項目	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	32	32	32	32	32
②確保の内容	32	32	32	32	32
②－①	0	0	0	0	0

〈取組方針〉

親族等の援助や既存の子育て支援サービスの利用だけでは児童の養育が困難と認められる家庭に必要な支援を実施します。

現時点において未実施の事業であるため、早期の実施体制確保に向け支援事業者等との調整を進めます。

⑰ 児童育成支援拠点事業　【新規】

家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童や家庭の状況に応じて、生活習慣の形成や学習サポート、食事の提供等を行うとともに、関係機関へのつなぎを行うなどの包括的な支援を提供する事業です。

令和６年４月の改正児童福祉法の施行により、新たに本計画に加わった事業です。

（単位：実人数／年）

項目	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	30	30	30	30	30
②確保の内容	0	0	0	30	30
②－①	△30	△30	△30	0	0

〈取組方針〉

現時点において未実施の事業であるため、令和 10 年度の実施に向け、制度研究や関係機関との調整を進め、拠点施設の整備とサービスの提供体制の確保に努めます。必要に応じて計画の中間年に量の見込みと確保の内容を見直すこととします。

⑱ 親子関係形成支援事業　【新規】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者と児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を継続的に実施するとともに、事業への参加を通じて同じ悩みや不安を抱える保護者の相互交流を図ることで、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業です。

令和６年４月の改正児童福祉法の施行により、新たに本計画に加わった事業です。

（単位：実人数／年）

項目	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3	3	3	3	3
②確保の内容	0	0	0	0	3
②－①	△3	△3	△3	△3	0

〈取組方針〉

現時点において未実施の事業であるため、実施に向け研究を行いつつ、必要に応じて計画の中間年に量の見込みと確保の内容を見直すこととします。親子の参加意識や家庭での実践が重要となることから、ニーズを適切に把握したうえで実施方法を検討します。

【地域ぐるみの子育て支援】

⑲ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

公共施設や保育所等の身近な場所で、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる場所を提供する事業です。

（単位：延組数／月）

項目	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	507	454	438	406	374
②確保の内容	507	454	438	406	374
②－①	0	0	0	0	0

〈取組方針〉

市内４か所の子育て支援センターで実施し、センター事業や親同士の交流を促進することで、子育ての不安や悩みを相談できるよう支援を行います。

親子が気軽に訪れ、遊びの場として利用できるよう環境を整えるとともに、多様な講座や行事の開催に努めます。

また、男性が子育てや家庭生活に関わっていく意識を高めるため、父親を対象とした育児講座を開催するなど、父親同士の交流や子育てに携わる機会の提供に努めます。

⑳ ファミリー・サポート・センター事業（就学児）

育児の援助をしたい人（まかせて会員）と、育児の援助をしてほしい人（おねがい会員）の相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

（単位：延人数／年）

項目	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	475	455	426	392	375
②確保の内容	475	455	426	392	375
②－①	0	0	0	0	0

〈取組方針〉

本市のファミリー・サポート・センター事業では、学童保育事業や習い事の送迎を中心に利用されています。今後も援助を求める保護者が子育てのサポートを受けられるよう、交流会や広報活動を通じ事業の周知に努めるとともに、講習会等を開催し会員の資質の向上に努めます。まかせて会員の高齢化により、支援者不足が課題となっていることから、引き続き新たな支援者の確保に向けた取組を推進します。

【就学前教育・保育の環境整備】

❶ 質の高い教育・保育環境の整備

本市では、質の高い教育・保育の一体的提供をめざし、「宍粟市幼保一元化推進計画」に基づく教育・保育環境の整備を推進し、令和６年度末において、公立幼稚園２施設、保育所６施設（公立１・私立５）、こども園７施設（公立３・私立４）を整備しています。

今後も、引き続き保育ニーズを適切に把握し、こども園等の維持・運営のあり方について研究を行うとともに、必要に応じて施設の整備や更新等に対する支援を行い、質の高い教育・保育環境の維持に努めます。

また、保育現場においては、子どもたちが、年齢や発達に合わせて望ましい生活習慣や体力を身につけ、友だちと遊び、関わる中で自己肯定感と規範意識をもち、さまざまな体験を通じて興味や関心をもって積極的に学べるよう、保育内容の構成を検討し、幼児期にふさわしい教育・保育の環境整備と運営に努めます。

さらに、子どもたちの義務教育への円滑な接続に向け、小学校との連携のもと、小学生の児童との交流活動、教職員の合同研修会や交流会での情報共有の実施など、発達や学びの連続性を意識した取組を推進します。

❷ 質の高い教育・保育の提供に向けた職員研修の充実

質の高い教育・保育を提供するため、幼稚園・保育所・こども園の園内研修に加えて、教育研修機関等における専門的な研修の機会を確保し、就学前教育・保育の質の向上を図ります。

また、義務教育への円滑な接続に向け、情報共有のあり方（職員の懇談会・相互訪問・実践参観等）や実践交流（合同行事の実施等）など連携に関する検討を行うとともに、連携会議の充実（連携カリキュラムの編成、指導要録・保育要録をもとにした指導方法の検討）に取り組みます。

【放課後児童対策の推進】

❸ 放課後児童対策の推進

共働き世帯の増加や子どもを対象とした犯罪への不安感の高まりなどから、安全・安心な放課後の居場所づくりが求められています。本市では、保護者が就労等で昼間家庭にいない児童を対象に、すべての小学校と幼稚園、２か所の私立保育所において、あずかり保育・学童保育を実施しています。

第２期計画期間においては、国の「新・放課後こども総合プラン」に基づき、施設整備等に取り組んできました。児童数の多い校区においては、今後も利用希望者の増加が予測されることから、引き続き国の放課後児童対策に関する通知に基づき、余裕教室の活用や支援員の人材確保方策などの検討を行い受入枠の確保に努めます。

また、本市では、保護者の就労状況を問わず、子どもたちが交流し多様な体験・活動ができる放課後子ども教室をすべての小学校区で実施しています。安心・安全な子どもたちの活動拠点として、地域住民との交流活動が円滑に行えるよう、引き続き学校や学童保育所との連携・情報共有を密に行い、両事業を一体的に推進するための持続可能な体制整備に取り組みます。

【特別な配慮が必要な子どもへの支援】

❹ 保育士等の加配による教育・保育の提供体制の整備

子どもの発達や疾病、障がい等の状況に合わせて、特別支援教育・保育会議を開催し、保育士の加配等の必要な支援に努めます。

また、不足する保育人材を確保するため、兵庫県が実施する潜在保育士の復職支援研修の活用など、保育人材の確保方策についての検討を進めます。

❺ 外国籍等の子どもやその保護者への支援体制の整備

海外から帰国した子どもや外国籍の子どもなど、国籍を問わず、さまざまな形で外国につながる子どもが増えています。

外国籍等の子どもやその保護者に対して、保護者の使用可能な言語に配慮した案内を行うなど、子育てに関する支援情報の提供に努めます。

❻ 困難な問題を抱える子どもたちへの支援体制の充実

子どもの貧困対策については、引き続き生活困窮家庭等の子どもを対象とした学習支援を実施するとともに、子ども食堂の運営支援を実施します。また、子どもの貧困に関わる関係機関や民生委員・児童委員などの地域の支援者と連携し、横断的な支援体制の整備に努めます。

不登校児童への支援については、教育委員会において「不登校児童生徒支援員」の拡充や相談窓口の設置、スクールソーシャルワーカー等の専門家による支援体制の構築等に引き続き取り組むほか、宍粟市内民間施設とも不登校児童生徒個々の支援ニーズについて情報共有をしながら、学校と民間施設との支援の方向を確認しつつ、子どもの居場所の充実に努めます。また、家庭内に問題を抱える児童には、福祉部局と教育部局の連携のもと、子どもや家庭が抱える問題の軽減や解消に向け、子ども・子育て支援サービス等の利用勧奨を行うなど必要な支援につなげます。

児童虐待防止対策については、宍粟市要保護児童対策地域協議会を活用して情報共有と構成機関の連携による支援に努めます。母子手帳交付時の面談や赤ちゃん訪問事業、医療機関との連携により、児童虐待の早期発見・早期支援に努めます。また、出産育児における孤立を防ぐため、保護者とのつながりを意識した相談支援に取り組みます。

ヤングケアラー支援については、学校等と連携し実態把握に努めるとともに、子どもや子どもに関わるすべての人へのヤングケアラーの定義の周知に努め、理解を深めるための取組を推進します。また、関係機関との連携のもと相談体制の充実に努め、子育て世帯訪問支援事業の活用等の支援方策を検討します。

❼ 関係機関の連携による一体的な支援環境の整備

子どもや子育てを取り巻く問題が複雑化するなか、支援の必要性を的確に把握し、迅速にサービスにつなげることが大切となります。

さまざまな支援を必要とする子どもや子育て世帯が、家庭や地域で安心して生活できるよう、教育・保育・福祉の関係機関が連携して、子どもの発達やそれぞれの実情に応じた支援が一体的に受けられる環境整備に努めます。

第７章　計画の推進体制

１．計画の推進体制

・量の見込み等の指標をもとに、宍粟市子ども・子育て会議で進捗状況を確認しながら計画を推進します。
・計画期間中においても必要に応じて見直しを協議するとともに、計画中間年においては、量の見込みと確保方策について実態に合わせた見直しを実施します。

２．情報提供・周知

・市の広報紙や子育てアプリ、市公式サイト、しーたん放送等を活用し、子育て支援情報の積極的な発信に努めます。

３．計画の評価・検証

・計画に則した事業が円滑に実施できるよう管理するとともに、計画の進捗状況について、需要と供給のバランスがとれているかを把握し、年度ごとの実施状況を点検・評価し検証を行います。
・計画の評価や検証は、宍粟市子ども・子育て会議において実施し、会議の議事録を市公式サイトにて公表します。

参考資料

１．宍粟市子ども・子育て会議条例

平成 25 年９月 13 日条例第 27 号

（設置）

第１条　子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第１項の規定に基づき、宍粟市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事務を処理する。

（１）　特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し意見を述べること。

（２）　特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し意見を述べること。

（３）　子ども・子育て支援事業計画（法第 61 条第１項に規定する計画をいう。）の策定又は変更に関し意見を述べること。

（４）　本市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

（組織）

第３条　子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）　子どもの保護者

（２）　子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

（３）　子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

（４）　前３号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第５条　子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

３　会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　子ども・子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていない場合は、市長が招集する。

２　子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席等）

第７条　子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）
第８条　子ども・子育て会議の庶務は、児童福祉担当課において処理する。
（委任）
第９条　この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附　則

（施行期日）
１　この条例は、公布の日から施行する。
（宍粟市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
２　宍粟市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年宍粟市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）

附　則（令和５年３月 14 日条例第７号）

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

２．宍粟市子ども・子育て会議委員名簿（R5.11.11～R7.3.31）

区　分	氏　名	所　属　等	備　考
子どもの保護者	矢野　聡	私立保育所・こども園保護者代表	令和５年 11 月 11 日就任 令和６年３月 31 日退任
	八木　浩明		令和６年８月 19 日就任
	前田　美紀	公立幼稚園・保育所・こども園保護者代表	令和５年 11 月 11 日就任 令和６年３月 31 日退任
	金本　清実		令和６年８月 19 日就任
	尾鼻　祐也	宍粟市連合 PTA 代表	令和５年 11 月 11 日就任 令和６年３月 31 日退任
	三岡　恵理郁		令和６年８月 19 日就任
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	畑尾　浩弥	兵庫県保育協会宍粟支部代表	令和５年 11 月 11 日就任
	船曳　由紀	公立幼稚園・保育所・こども園代表	令和５年 11 月 11 日就任 令和６年３月 31 日退任
	秋田　順子		令和６年８月 19 日就任
	大畑　あけみ	学童保育所代表	令和５年 11 月 11 日就任
	山田　里香	子育て支援センター代表	令和５年 11 月 11 日就任 令和６年３月 31 日退任
	八木　寛子		令和６年８月 19 日就任
子ども・子育て支援に関して学識経験のある者	新庄　康史	小学校長経験者	令和５年 11 月 11 日就任
	山本　千津子	幼稚園長経験者	令和５年 11 月 11 日就任
	谷林　由美	宍粟市民生委員・児童委員協議会連合会　主任児童委員	令和５年 11 月 11 日就任
公募委員	中林　久美子	－	令和５年 11 月 11 日就任
	中本　弘美	－	令和５年 11 月 11 日就任
	古根川　淳也	－	令和５年 11 月 11 日就任

３．宍粟市子ども・子育て会議の経過と概要

年　月　日	会議	内　　容
令和５年 12 月１日（金）	令和5年度 第１回	・第２期宍粟市子ども・子育て支援事業計画の令和４年度実績について ・第２期宍粟市子ども・子育て支援事業計画の令和５年度実施状況について ・第３期宍粟市子ども・子育て支援事業計画の策定について
令和６年１月 10 日（水）～ 令和６年１月 31 日（水）		・子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査の実施
令和６年３月 26 日（火）	令和5年度 第２回	・第２期宍粟市子ども・子育て支援事業計画の令和５年度実施状況について ・第３期宍粟市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査（速報）について
令和６年８月 19 日（月）	令和6年度 第１回	・第２期宍粟市子ども・子育て支援事業計画の一部改訂について ・第２期宍粟市子ども・子育て支援事業計画の実施状況について ・第３期宍粟市子ども・子育て支援事業計画（骨子案）について
令和６年 10 月 28 日（月）	令和6年度 第２回	・第３期宍粟市子ども・子育て支援事業計画（素案）について
令和６年 12 月５日（木）		・会長より市長へ計画素案及び意見書提出
令和６年 12 月９日（月）～ 令和７年１月 15 日（水）		・パブリックコメントの実施（市民意見の聴取） ・議会意見の聴取
令和７年２月 21 日（金）	令和6年度 第３回	・第３期宍粟市子ども・子育て支援事業計画（案）パブリックコメント実施結果について ・最終（概要版）の策定について ・第２期宍粟市子ども・子育て支援事業計画の令和６年度実施状況について

４．用語解説

【か行】

◎教育・保育施設

「認定こども園法」第２条第６項に規定する認定こども園、「学校教育法」第１条に規定する幼稚園及び「児童福祉法」第 39 条第１項に規定する保育所。

◎合計特殊出生率

合計特殊出生率は、15～49 歳までの女性の年齢別出生率（母の年齢別年間出生数÷年齢別女性人口）を合計したもの。１人の女性が一生の間に出産する平均の子どもの数とみなされる。

◎こども園（認定こども園）

幼稚園・保育所等のうち、「保護者が働いている、いないに関わらず、就学前の子どもに幼児教育・保育を一体的に提供する機能」「すべての子育て家庭を対象に、地域における子育て支援を行う機能」をもつ施設。

◎こども家庭センター

児童福祉法に基づき市町村が設置する機関で、すべての妊産婦・子育て世帯・子どもへ一体的に相談支援を行う機能を持つ。児童及び妊産婦の福祉や母子保健の相談、状況把握・情報提供、必要な調査や指導、サポートプランの作成、保健指導や健康診査などの業務を行う。宍粟市においては「こども家庭支援センター」の名称で設置。

◎子ども・子育て支援

すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国もしくは地方公共団体または地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。

◎こども未来戦略「こども・子育て支援加速化プラン」

令和５年 12 月閣議決定。急速な少子化・人口減少に歯止めをかけるため、次元の異なる少子化対策の実現に向けて策定された戦略。令和６年度から３か年を集中取組期間に位置付け、「加速化プラン」として児童手当の拡充、出産育児における経済的負担の軽減などの具体的施策が掲げられている。

【さ行】

◎しそうこども指針

平成 25 年１月策定。豊かな自然・文化や歴史などその恵まれた資源を活かして、将来を担うこどもたちが、夢や希望を持って個性や能力を伸ばし健やかに成長し、豊かな人間性の基礎を育むことを基本理念として、めざす乳幼児期の教育･保育と就学前に育てたいこどもの像を示す指針。

◎しそうの子ども生き活きプラン

平成 30 年３月策定。平成 20 年に「しそうの子ども生き活きプラン」として策定された、学校教育に係る 10 年間の構想と前期５年間の基本計画、平成 25 年に策定された後期基本計画を引き継ぐ計画。地域総がかりによる新しい時代の学校教育の確立をめざしている。令和５年３月「しそうの子ども生き活きプラン（後期基本計画）」を策定し、学校や家庭、地域が一体となって宍粟の教育に取り組んでいる。

◎小規模保育

利用定員が６人以上 19 人以下で保育を行う事業。

【た行】

◎地域型保育事業

小規模保育（定員６～19 人を対象で保育を行う）、家庭的保育（保育者の居宅等で利用定員５人以下で保育を行う）、居宅訪問型保育（保育を必要とする子どもの居宅で保育を行う）及び事業所内保育（事業所の保育施設などで従業員の子どもと地域の子どもの保育を行う）を行う事業。

◎地域子ども・子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業（学童保育事業）等の事業。

◎特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設。

【な行】

◎認定区分

保護者が施設などの利用を希望する際、利用のための認定の申請を行う。新制度においては、３つの区分の認定に応じて、幼稚園や保育所などの施設等の利用先が決まる。

１号認定は、満３歳以上の子どもを対象とした教育標準時間認定。保育の必要性がなく、幼稚園等での教育を希望する場合で、利用先は幼稚園、こども園。

２号認定は、満３歳以上の子どもを対象とした保育認定。「保育の必要な事由（保護者の就労や疾病等）」に該当し、保育所等での保育を希望する場合で、利用先は保育所、こども園、地域型保育。

３号認定は、満３歳未満の子どもを対象とした保育認定。「保育の必要な事由（保護者の就労や疾病等）」に該当し、保育所等での保育を希望する場合で、利用先は保育所、こども園、地域型保育。

【は行】

◎ファミリー・サポート・センター

市町村が設置運営し、子どもの預かり等の“援助を受けたい人”と“援助を行いたい人”が会員となって、子育てに関する地域相互援助活動を支える制度。

◎放課後子ども教室

地域の方々の協力を得て、放課後や週末に学校施設等で学習・スポーツ・文化芸術活動等を体験する取組。保護者の就労の有無に関わらず参加できる。

【や行】

◎ヤングケアラー

本来、大人が担うと想定されている家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子どもや若者。

◎幼児教育・保育の無償化

幼児教育・保育を無償化するための「改正子ども・子育て支援法」が令和元年５月に成立したことにより、令和元年 10 月から全面的に実施。３～５歳までの幼稚園・保育所・こども園等を利用する子どもたちの利用料、０～２歳までのうち、住民税非課税世帯の子どもたちの利用料が無償化された。

第３期宍粟市子ども・子育て支援事業計画

令和７年３月発行
発行者／宍粟市
〒671-2573　兵庫県宍粟市山崎町今宿５-15
ＴＥＬ／0790-63-3176
ＦＡＸ／0790-63-1955
https://www.city.shiso.lg.jp/
編　集／宍粟市 健康福祉部 子育て支援課